

## 第4次かかみがはら男女共同参画プラン（案）

男女が共に輝く<sup>まち</sup>都市づくり

令和2年3月

各務原市



# 目次

第1章	プラン策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	策定の背景	2
(1)	世界の動き	2
(2)	国の動き	3
(3)	岐阜県の動き	4
3	プランの位置づけ	5
4	プランの期間	6
5	プラン策定の経緯	6
第2章	各務原市の現状	7
(1)	人口の状況	7
(2)	世帯の状況	11
(3)	労働の状況	13
第3章	プランの基本的な考え方	15
1	基本理念	15
2	プランの体系	16
第4章	プランの内容	18
目標Ⅰ	男女共同参画社会への意識づくり	
課題 1	男女平等の視点に立つ教育と学習の促進	18
課題 2	市民・事業者・行政の意識改革	23
目標Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の促進	
課題 1	政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	29
課題 2	地域社会における男女共同参画の促進	33
目標Ⅲ	働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】	
課題 1	男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの促進	36
課題 2	働く場における男女共同参画の促進	46
目標Ⅳ	ともに生きる社会環境整備	
課題 1	生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援	50
課題 2	暴力を許さない安心して生活できる社会づくり【DV 対策基本計画】	55
第5章	目標の推進にあたって	66
1	プランの推進体制	66
2	プランの目標指標及び目標値	67



# 第1章 プラン策定にあたって

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※<sup>1</sup>の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

本市では、平成15年に「かかみがはら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、平成17年4月には、男女が対等な個人として輝きながら、豊かで活力と優しさにあふれた男女が共に輝く都市の実現を目指して、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」を制定し、また同年9月には「男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言」を行いました。その後、平成22年（第2次）、平成27年（第3次）にプランを改定し、男女共同参画に関する取り組みをより一層推進してきました。

本市の第3次男女共同参画プラン策定以降、国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行などの変革や積極的な女性採用・登用のための取り組み、また困難な状況に置かれている女性の支援や女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みなどが改めて強調されています。

「第3次かかみがはら男女共同参画プラン」の計画期間が終了を迎え、改めて本市における課題を見直すとともに、社会情勢の変化に対応した取り組みを着実に推進していくため、新たに「第4次かかみがはら男女共同参画プラン」を策定するものです。

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画\*する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。  
\*参画：すでにあるものに加わる「参加」とは違い、事業や政策などの計画・企画段階から関わること。

## 2 策定の背景

### (1) 世界の動き

国際社会における男女共同参画への取り組みは、昭和 50 年の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国連婦人の 10 年」以降、「平等・開発・平和」という目標達成のため各国で女性の地位向上を目指した活発な活動が展開されるようになりました。

昭和 54 年には、政治的・経済的・社会的活動などにおける女性へのあらゆる差別の撤廃と、男女同一の権利の確保を目的とした、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（通称「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

平成 22 年には「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7 項目の決議が採択され、平成 27 年には、「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

同年、先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）から成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。17 の目標の中には、「ゴール 5.ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

#### 近年の世界の動き

#### ●平成 26 年 3 月 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー<sup>※2</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>※3</sup>」決議案発足

国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取り組みを促進することを目指して、我が国が提出したものです。

#### ●平成 27 年 3 月 国連「北京+20」記念会合

「北京宣言」及び「行動綱領」などを再確認し、実施に向けた国連や NGO などの貢献強化などの宣言などが採択されました。

#### ●平成 27 年 9 月 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択

国連サミットの中で採択された、国際社会の共通目標です。SDGs は「17 の目標」と「169 のターゲット」で構成されており、目標の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

#### ●平成 28 年 5 月 G7 伊勢志摩サミットの開催

G7 伊勢志摩サミットが開催され、民間企業と連携しながら、女性の権利の尊重、完全なる参画、同一労働・同一賃金、平等なリーダーシップの機会などを確保するとともに、質の高い教育や訓練などを通じて女性の能力構築を行い、潜在力を花開かせることを支援することで合意しました。

※2 ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的・文化的性別（ジェンダー/gender）という。

※3 女性のエンパワーメント：女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり力を発揮し行動していくこと。

## (2) 国の動き

国においては、平成 11 年 6 月、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌平成 12 年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成 17 年 12 月に、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 22 年 12 月には、「第 3 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「さまざまな困難な状況におかれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などを重要な視点として取り組みを進め、また「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「配偶者暴力防止法」など、関連する法制度の整備も行われています。

平成 27 年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行などの変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 28 年には家庭と育児・介護の両立を可能とするための制度の整備を目的とした「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されました。

### 近年の国の動き

#### ●平成 26 年 1 月 配偶者暴力防止法（DV防止法）の一部改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称変更がされました。

#### ●平成 26 年 7 月 男女雇用機会均等法施行規則の一部改正

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）<sup>※4</sup>の予防・事後対応の徹底などの明示、間接差別<sup>※5</sup>となり得る措置の範囲の見直しなどを行いました。

#### ●平成 27 年 8 月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の制定

国・地方公共団体、従業員 301 人以上の大企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

#### ●平成 27 年 12 月 「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定

計画全体にわたる視点に「男性」の視点を位置付けるとともに、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の 4 つの視点が強調されています。

#### ●平成 28 年 3 月 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」の改正

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備することを目的として改正されました。

※4 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。

※5 間接差別：表面的には中立的な慣行や基準だが、実質的に性差別につながる行為や慣行。例えば、職務に関連がないにもかかわらず、労働者募集の条件として身長・体重・体力を定めるなど。

### (3) 岐阜県の動き

岐阜県では、平成 15 年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき平成 16 年に「岐阜県男女共同参画計画」、平成 21 年に「岐阜県男女共同参画計画（第 2 次）」が策定され、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため平成 26 年 4 月に「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」が策定されました。

さらに、平成 29 年には固定的性別役割分担の解消や、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性が仕事と子育てや介護などを両立できる環境整備などを目的とした「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」が策定され、平成 31 年には、男性の家事・育児・介護などへの参画やあらゆる分野への女性の参画などの 7 つの重点項目を掲げた「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」が策定されました。また同年、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を目的とした、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）」が策定されました。

#### 近年の県の動き

- 平成 26 年 4 月 「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」 策定
- 平成 26 年 4 月 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」 策定
- 平成 29 年 3 月 「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」 策定
- 平成 31 年 3 月 「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」 策定
- 平成 31 年 3 月 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）」 策定



### 3 プランの位置づけ

- 本計画は、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第5条第1項及び第10条に基づく、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を総合的に実施するための計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第4次男女共同参画計画を勘案し、男女共同参画の推進に関する施策についてまとめた市町村男女共同参画計画です。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく計画（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、市町村推進計画です。
- 本計画は、第3次かかみがはら男女共同参画プランの考え方を継承しつつ、各務原市総合計画※6や他分野の計画との整合性を図り策定した計画です。



※6 各務原市総合計画：平成27年度から10年間を計画期間とする、本市の最上位計画。

## 4 プランの期間

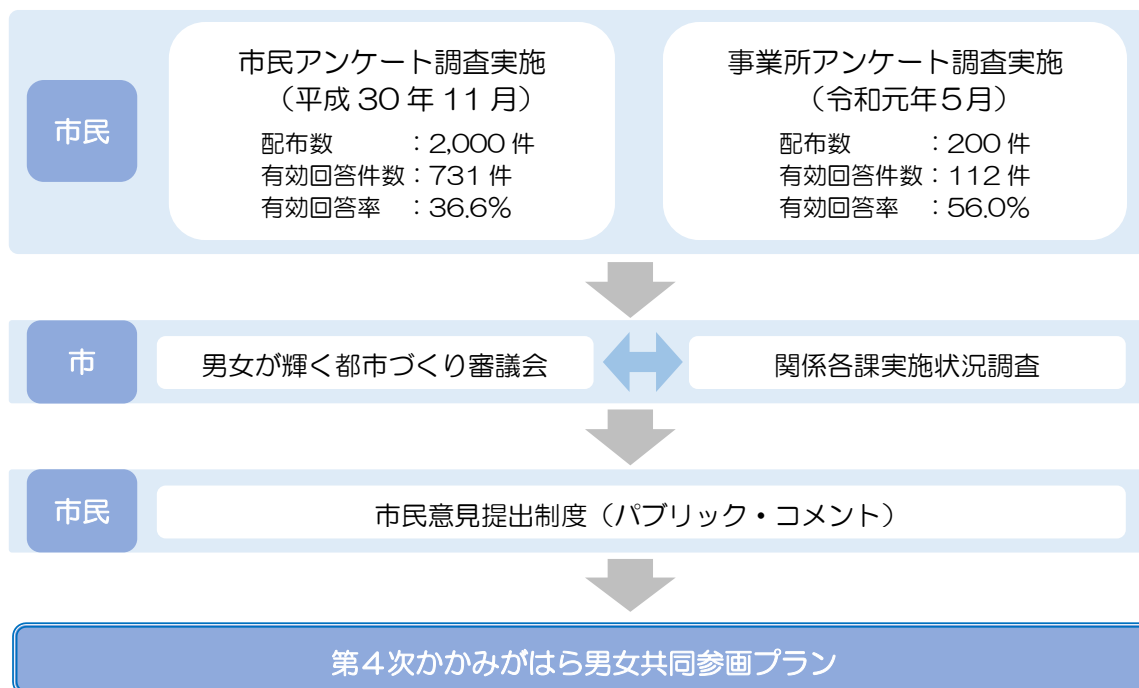
「各務原市総合計画」の計画期間（平成 27 年度～令和6年度）の後期にあたる令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

	平成22年度～26年度	平成27年度～31年度	令和2年度～6年度
各務原市総合計画	旧計画（5年）	基本構想（10年間）	
		前期計画（5年）	後期計画（5年）
かかみがはら男女共同参画プラン	2次プラン（5年）	3次プラン（5年）	4次プラン（5年）

## 5 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、男女が輝く都市づくり審議会や庁内関係部局において施策を検討するとともに、市民意識調査<sup>※7</sup>や事業所アンケート<sup>※8</sup>の実施、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施など、広く市民の意見の聴取と反映に努めました。

### ●計画策定の流れ



※7 市民意識調査：男女共同参画社会に関する各務原市民の考えや生活の実態を把握するために行ったアンケート調査。

（グラフ中の「%」は少数第2位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問であっても合計が100%にならない場合がある。）

※8 事業所アンケート調査：男女共同参画に関する事業所の考えやの取り組みを把握するため、市内に本社、支社などがある事業所に対し行ったアンケート調査。

## 第2章

## 各務原市の現状

日本の総人口は本格的な減少局面を迎えるとともに、平均寿命の延伸などによる高齢化が進行しています。このような社会では、年金や医療費などの社会保障費の増大、労働力人口の減少に伴う経済の縮小、地域コミュニティの担い手不足など様々な影響が懸念されます。

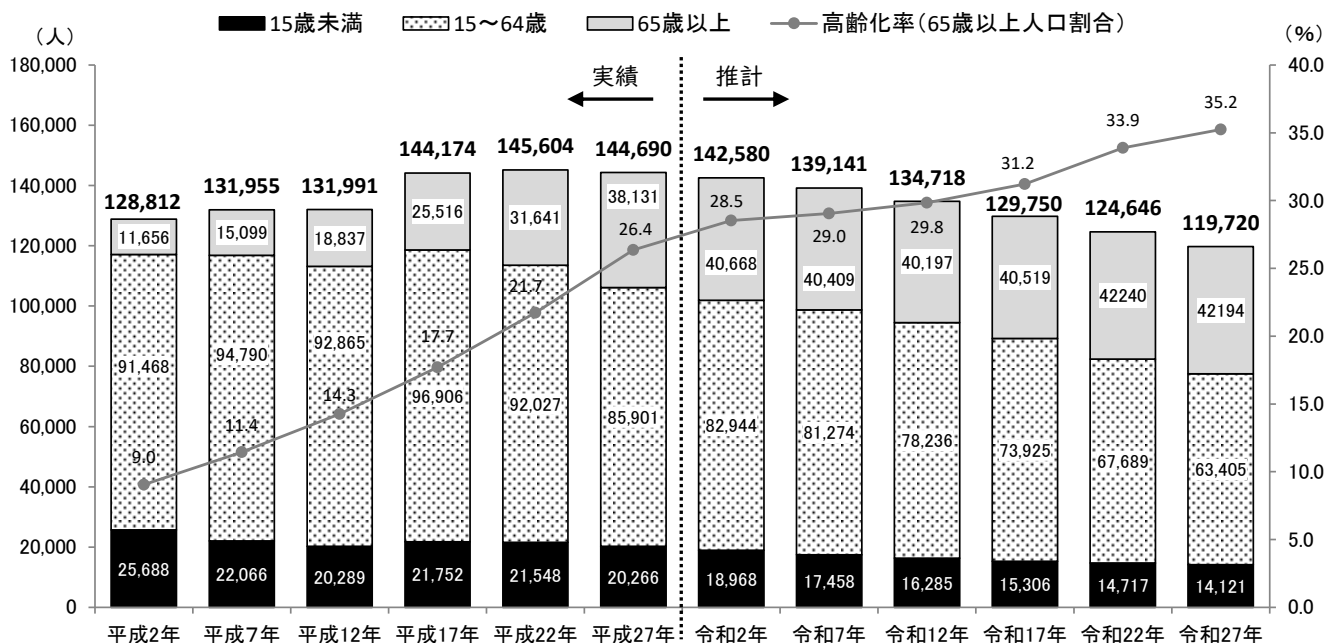
本市においても、人口減少や少子高齢化が進展しており、将来にわたって持続可能なまちであるためには、市民、事業所、団体、行政などが協働し、つながりをつくり、すべての男女が社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女が共に輝く都市づくりの取り組みを推進することが必要です。

### (1) 人口の状況

本市の人口は、平成 22 年までは増加を続けましたが、平成 27 年以降減少が続いており、今後も人口の減少が続くと予測しています。(図表 1)

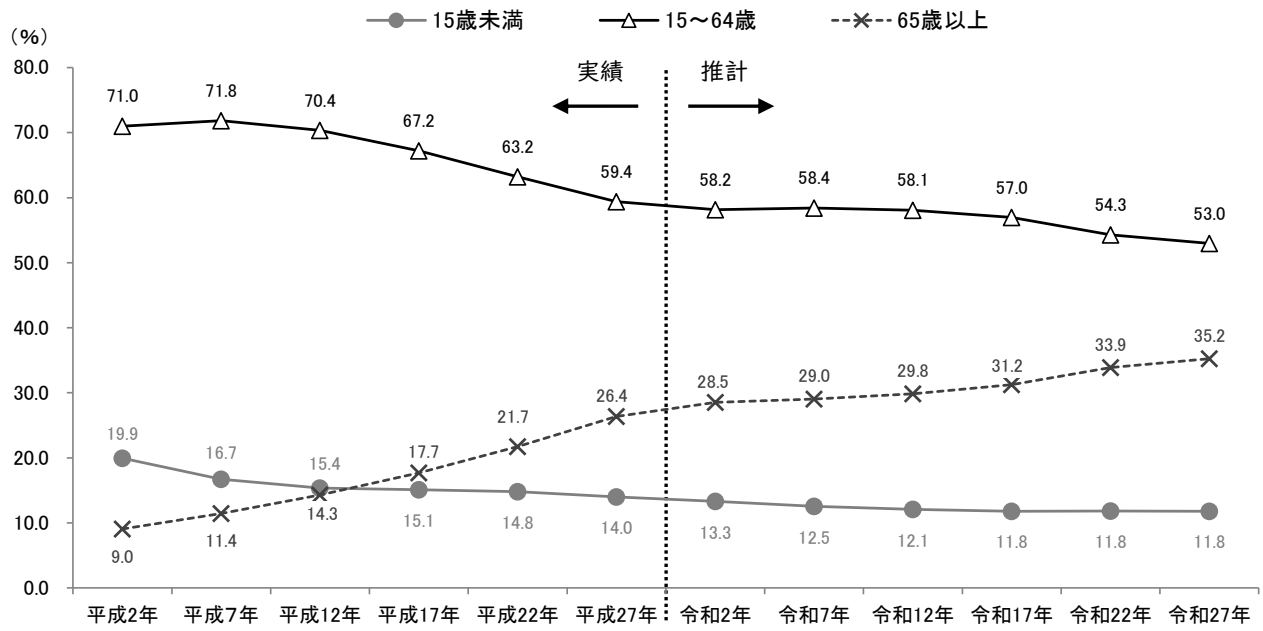
年齢 3 区分別人口比率をみると、15 歳未満の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口が減少している一方で、65 歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。(図表 2)

図表 1 人口の推移



資料：平成 2 年～平成 27 年 国勢調査  
令和 2 年～令和 27 年 国立社会保障・人口問題研究所

図表 2 年齢3区分別人口比率の推移



資料：平成2年～平成27年 国勢調査

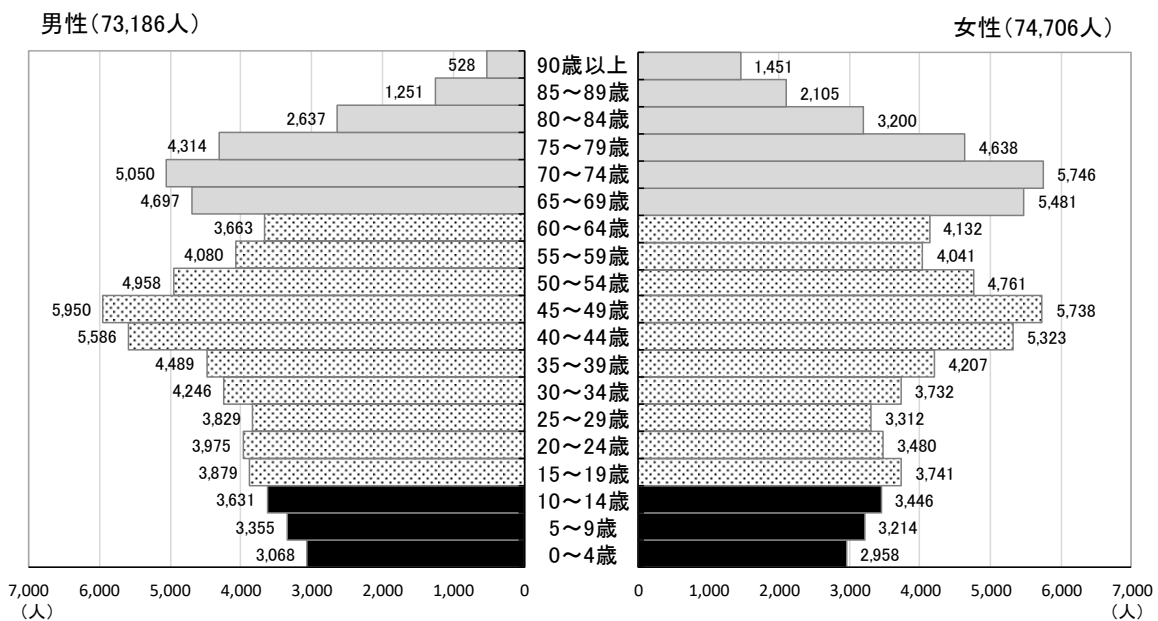
令和2年～令和27年 国立社会保障・人口問題研究所



人口ピラミッドをみると、団塊の世代を含む65歳～79歳と、団塊ジュニア世代である40歳代の人口が多くなっていますが、団塊ジュニア世代の子どもの世代では人口の増加はあまりみられません。(図表3)

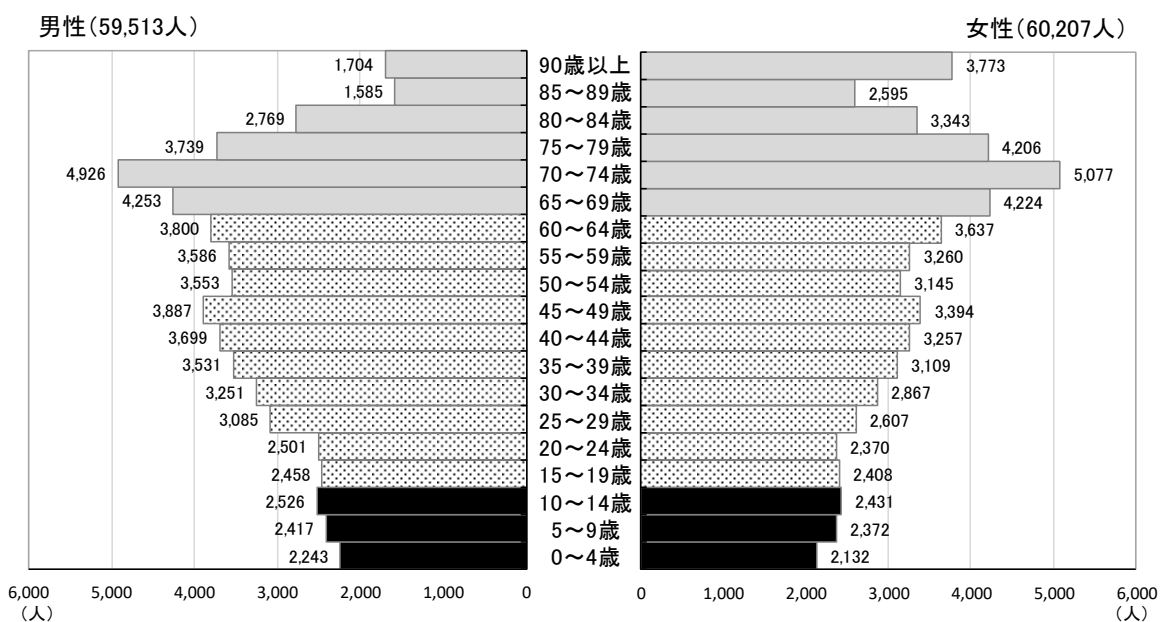
令和27年の推計によると、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢世代となり、老年人口の割合が増加するとともに、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少する「つぼ型」の人口ピラミッドになると予測されています。(図表4)

図表3 人口ピラミッド(平成31年)



資料：各務原市(平成31年4月1日現在)

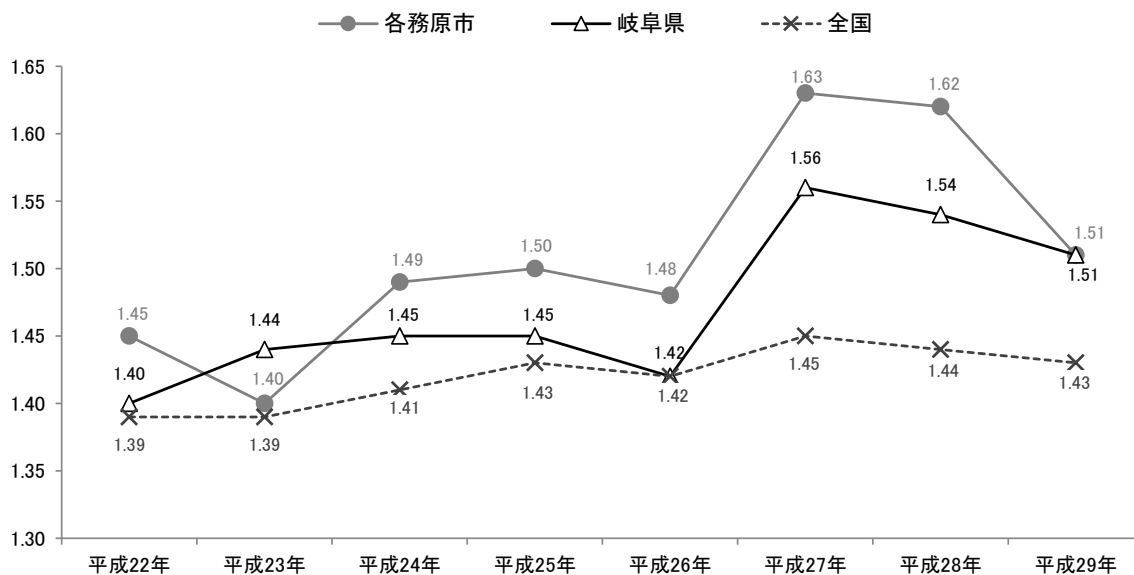
図表4 人口ピラミッド【推計(令和27年)】



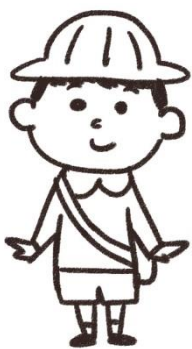
資料：国立社会保障・人口問題研究所

本市の合計特殊出生率※9は、平成27年に近年では最も高い1.63となった後は減少を続けており、平成29年には1.51となっています。

図表 5 合計特殊出生率の推移



資料：各務原市



※9 合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する

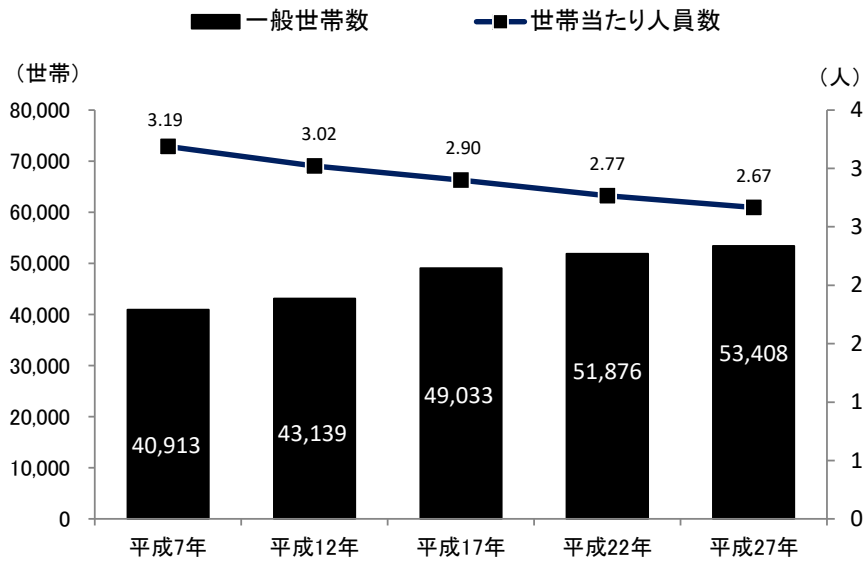
## (2) 世帯の状況

世帯数・世帯当たりの人員数をみると、世帯数は平成7年以降増加が続いていますが、1世帯当たりの人員数は減少が続いており、世帯の小規模化が進んでいます。(図表6)

核家族世帯・単独世帯数の推移をみると、単独世帯が増加傾向となっています。(図表7)

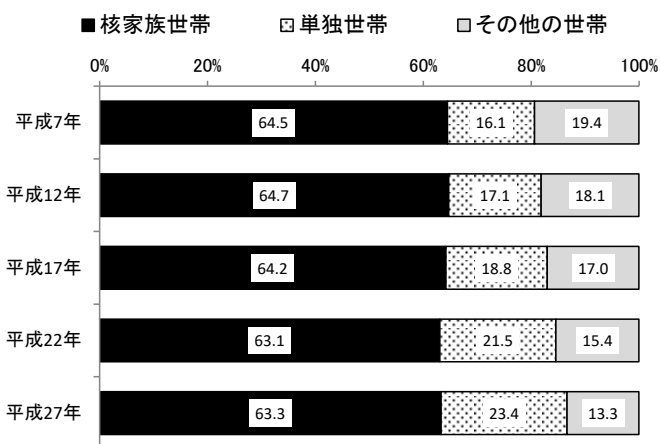
また、平成27年の本市の核家族世帯は岐阜県や全国と比較して多く、単独世帯は少なくなっています。(図表8)

図表6 世帯数・世帯当たりの人員数の推移



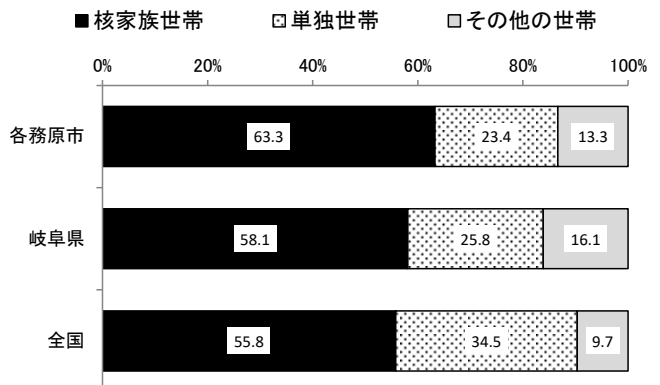
資料：国勢調査

図表7 核家族世帯・単独世帯数の推移



資料：国勢調査

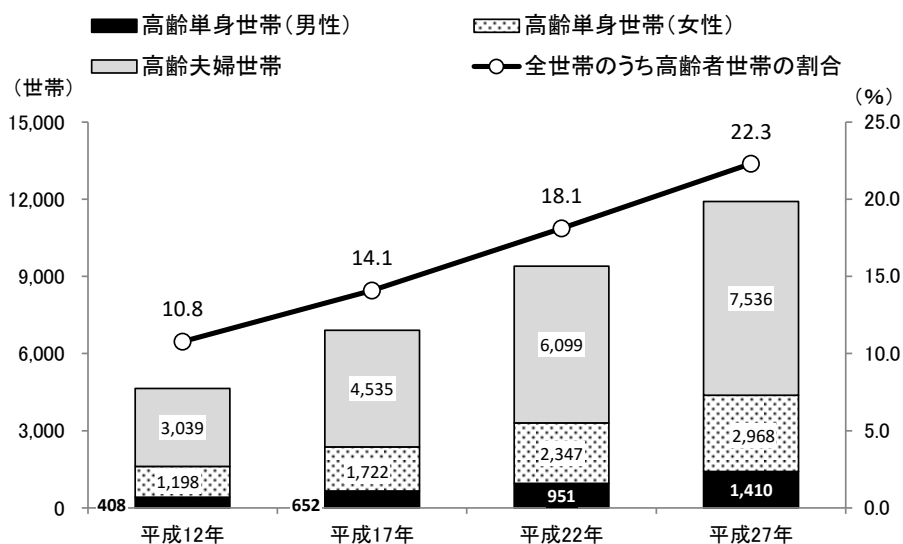
図表8 核家族世帯・単独世帯数の比較 (平成27年)



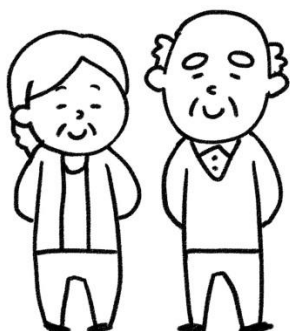
資料：国勢調査

高齢者世帯の推移をみると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加が続いています。また、全世帯のうち高齢者世帯の割合についても増加が続いており、平成27年の割合は平成12年から11.5ポイント増加しています。

図表 9 高齢者世帯の推移



資料：国勢調査



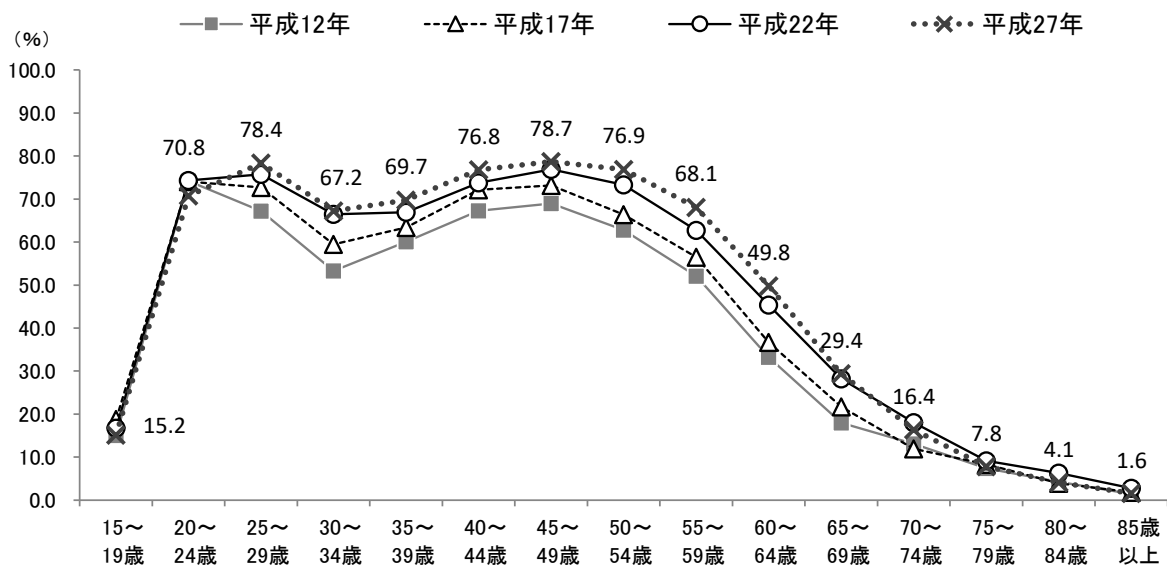


### (3) 労働の状況

本市における女性の年齢階級別労働力率※10の推移をみると、30～34歳で出産や育児のために就業する人が減少するために労働力率が落ち込む、いわゆるM字カーブがみられますが、平成12年以降、徐々にM字の谷が浅くなっていることが分かります。(図表10)

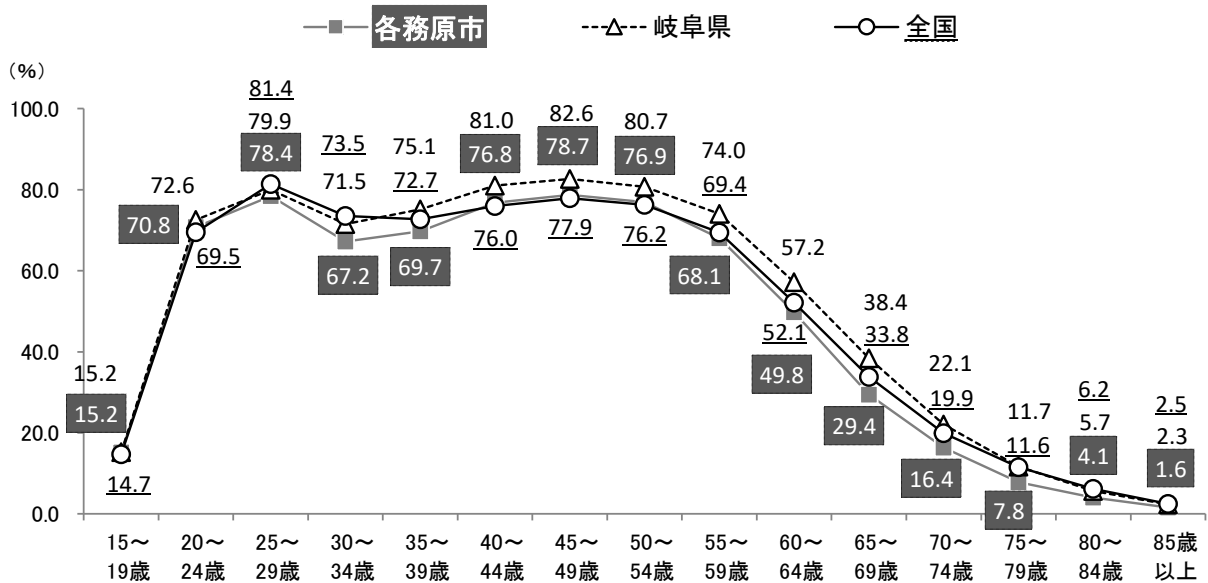
また、本市の女性の労働力率は、全ての年齢階級において岐阜県よりも低く推移しています。(図表11)

図表10 性別年齢階級別労働力率の推移(女性)



資料：国勢調査(各務原市)

図表11 性別年齢階級別労働力率(女性)の比較(平成27年)

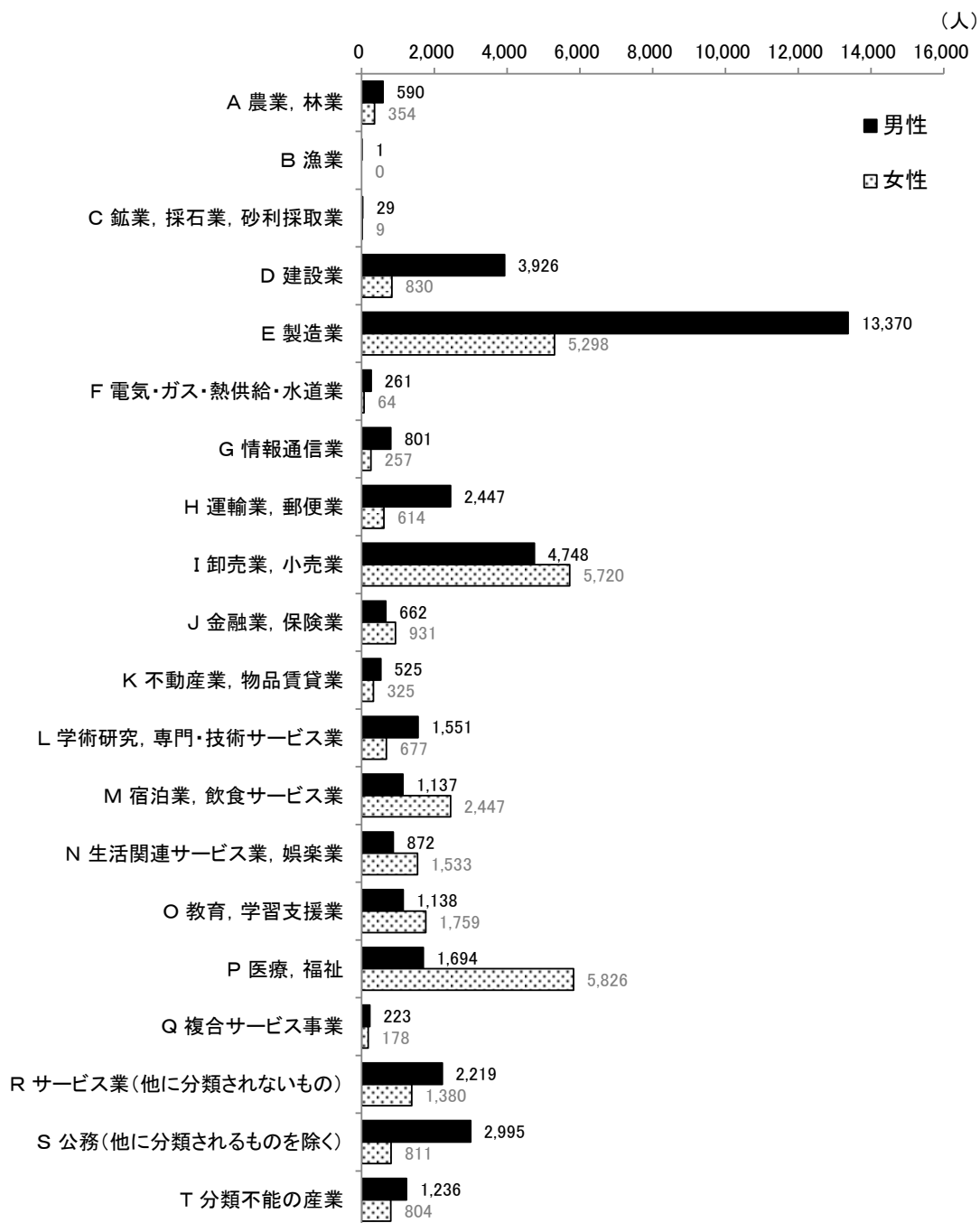


資料：国勢調査

※10 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合。完全失業者とは、働く意思と能力をもち、求職活動を行っていないながら、就職の機会を得られない者。

産業大分類別の就業者数をみると、「D 建設業」「E 製造業」「H 運輸業、郵便業」などは特に男性が多く、「M 宿泊業、飲食サービス業」「P 医療、福祉」などは特に女性が多くなっています。

図表 12 産業大分類別就業者数（平成 27 年）



資料：国勢調査

## 1 基本理念

すべての男女が互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。

実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

### 「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

#### 1 性別による差別的取扱いの禁止と個人としての人権の尊重

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

#### 2 固定的な役割分担や慣習にとらわれない、多様な生き方の選択及びその尊重

男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。

#### 3 社会のあらゆる分野における市、市民及び事業者との協働

社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることはないよう配慮されること。

#### 4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保

男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

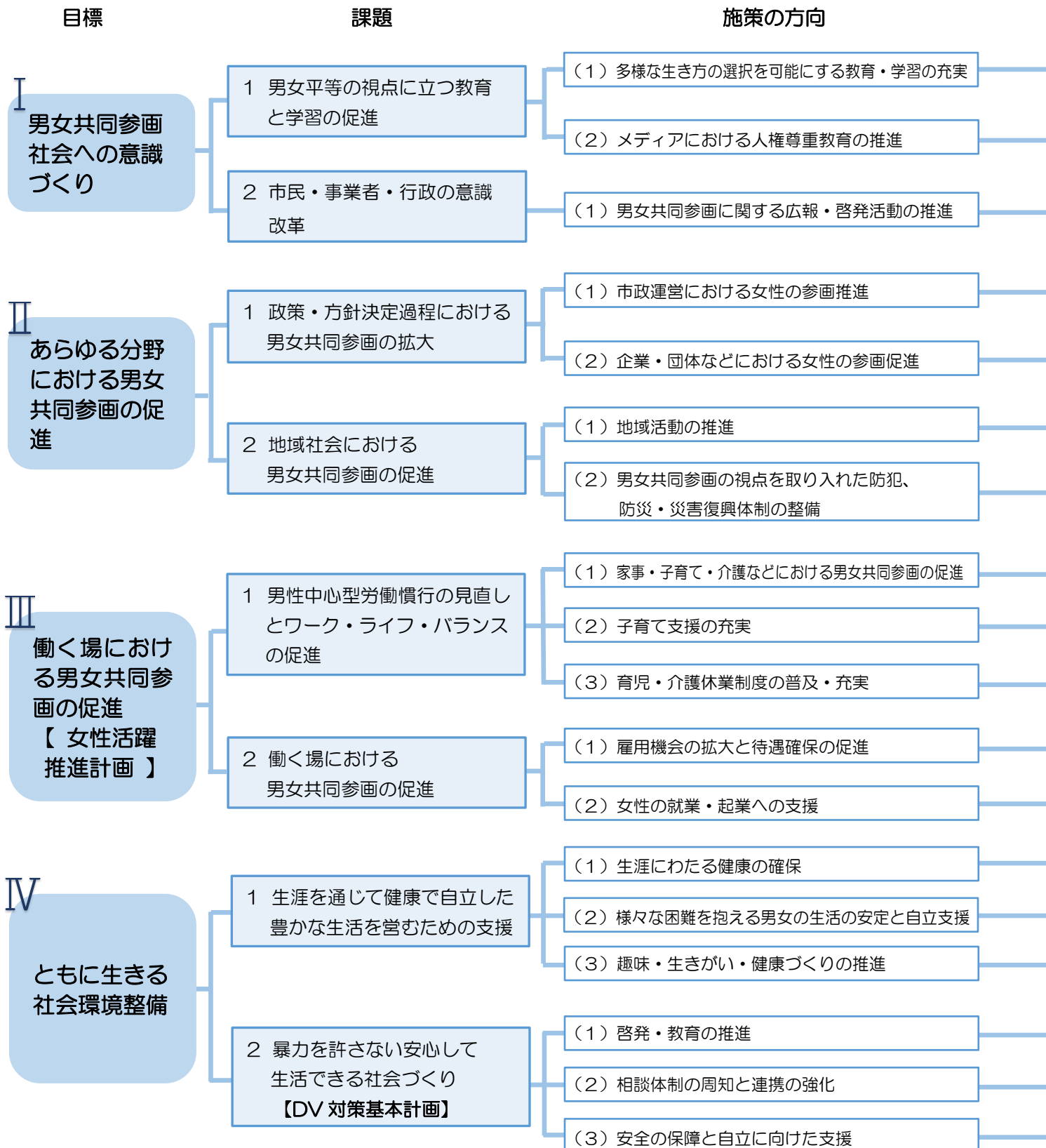
#### 5 家庭生活における活動と、他の活動の両立

家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

#### 6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

## 2 プランの体系



## 主な事業

①男女平等教育・学習の充実 ③男女平等の視点に立った職業教育・進路指導の推進	②子どもの頃からの教育と学習の推進 ④生涯を通じた学習機会の充実
---	-------------------------------------

①性差別につながらない表現の促進	②メディア利用に関する教育の推進
------------------	------------------

①男女共同参画についての情報収集・提供、広報・啓発
---------------------------

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ③女性登用後のサポート体制の強化	②管理職への女性の積極的登用
---	----------------

①女性のエンパワメントの啓発・促進	②女性リーダー育成のための援助
-------------------	-----------------

①地域活動への男女の参画促進	②まちづくり活動における男女共同参画の推進
----------------	-----------------------

①安全・安心のまちづくりの推進	②防災・災害復興体制の整備
-----------------	---------------

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ③「早く家庭に帰る日」の積極的な実践	②働き方改革の推進 ④多様な働き方の促進
--	-------------------------

①子育て相談体制の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実	②地域における子育て支援機能の充実
--------------------------------------	-------------------

①家事・子育てに対する社会的、地域的に形成された性別役割意識改革の促進 ②育児・介護休業取得促進
---

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業者が少ない分野における女性の活躍推進
---

①女性の再就職・起業支援の充実	②女性の能力発揮促進のための援助
-----------------	------------------

①性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発	②健康に関する相談体制の充実
-------------------------	----------------

①ひとり親家庭への支援	②高齢者、障がい者、外国人市民などへ支援
-------------	----------------------

①文化・スポーツの振興・普及	②高齢者の生きがいづくりの推進
----------------	-----------------

①各種広報活動の推進 ③デートDV防止対策の推進	②職場におけるセクハラ、パワハラ防止対策の徹底 ④性の商品化や女性に対する暴力の防止啓発の充実
-----------------------------	--

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止	②相談窓口の周知や相談窓口間の連携
--	-------------------

①通報への迅速・的確な対応 ③DV被害者支援に係る関係機関との連携促進	②被害者の生活再建に向けた支援 ④民間支援団体との連携・協働
--	-----------------------------------

## 第4章

## プランの内容

### 目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

#### 課題 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

##### 現状と課題

男女平等意識を形成するためには、人間形成において、一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むことが重要です。

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、特に「政治の場」、「社会通念・風習・しきたり等」、「社会全体の中」、「職場の中」で男性優遇感が高く、あらゆる分野において、男女の不平等感を感じている人が多いという現状があります。（図表 13）

市の施策に望むこととしては、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」の割合が最も高く、次いで「学校で男女平等教育を一層進める」が多くなっており、男女平等の教育を進めることが望まれています。（図表 14）

男女共同参画社会の形成のためには、生涯にわたって、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進することが重要です。

特に、次代を担う子どもたちが、健やかに、個性と能力を発揮できるように育ていくためにも、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見据えた自己形成ができるよう教育・学習に取り組む必要があります。

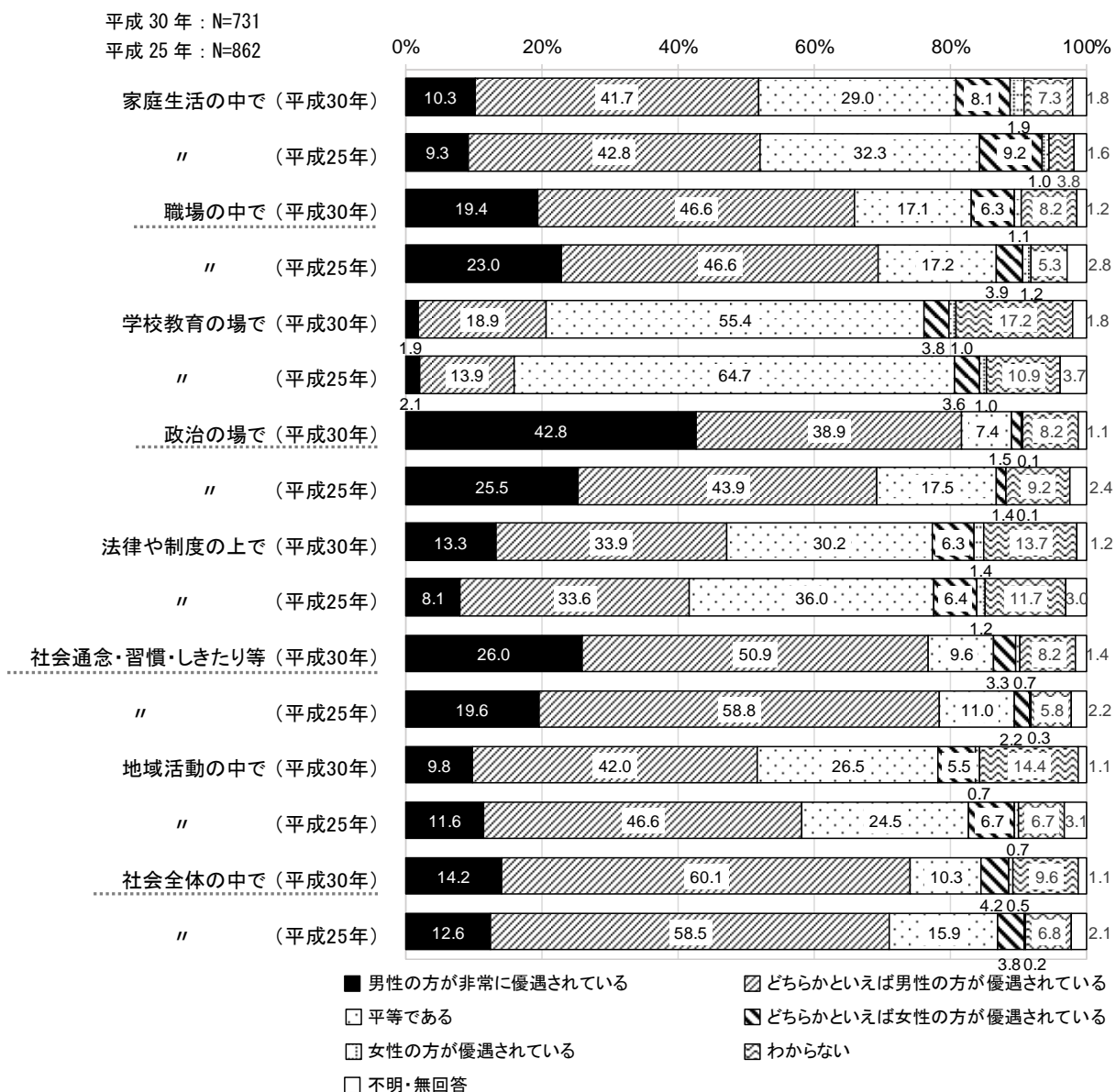
また、メディアの多様化が進み、人権侵害や性の商品化、暴力表現などが問題となっています。こうしたメディアからの情報を無批判に受け入れず、取捨選択して活用できる能力（メディア・リテラシー<sup>※11</sup>）を向上させる取り組みが求められます。

※11 **メディア・リテラシー**：メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、情報を広い視野から読み解き、必要な情報を、自らの考えと照らし合わせて取捨選択して活用する能力と、メディアを使って表現する能力のこと。

## ■ あなたは次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか

「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計割合の上位3項目は、「政治の場で」（81.7%）、「社会通念・習慣・しきたり等」（76.9%）、「社会全体の中で」（74.3%）となっています。この3項目は、前回調査に比べ「男性の方が非常に優遇されている」が多くなっています。

図表 13

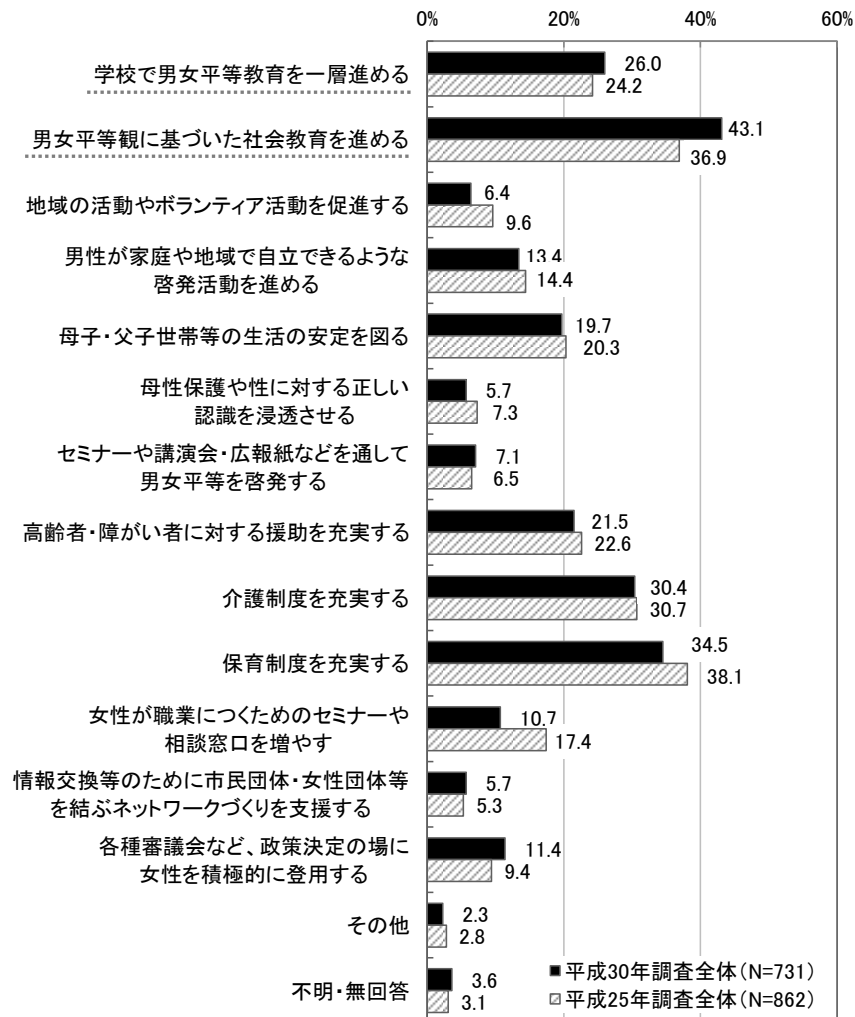


資料：（平成 30 年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
（平成 25 年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 男女が平等でともに生き生きと暮らせるために、市の施策に望むこと

経年で比較すると、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」「各審議会など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」「学校で男女平等教育を一層進める」が増加しています。

図表 14



資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート



## 施策の方向

男女共同参画社会への意識づくりとして、だれもが人格を尊重し合い、お互いの性への理解を深め、性別に基づく偏見や制度・慣行の見直しや多様性を尊重する教育・学習を推進します。

### (1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った考え方や行動を子どもの頃から身につけ、家庭、学校、地域などにおいて男女共同参画の実現をめざした教育、学習の機会の充実を図ります。

### (2) メディアにおける人権尊重教育の推進

性差別につながらない表現を促進するとともに、メディア・リテラシーの向上を図ります。

## 主な事業と内容

### (1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	男女平等教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画に関する講座、講演会、セミナーなど学習機会の充実を図ります。</li><li>男女共同参画に関する図書・AV資料などを充実します。また展示・閲覧などにより情報提供します。</li></ul>	まちづくり推進課 いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター) 人事課 図書館
②	子どもの頃からの教育と学習の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>児童・生徒に対し、教育活動全体を通じて人権の尊重や男女平等などに関する教育を実施します。</li><li>教職員へ研修を実施するとともに、保護者に対する啓発を行います。</li></ul>	学校教育課 教育センター 子育て支援課 青少年教育課
③	男女平等の視点に立った職業教育・進路指導の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>性別ではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重した職業教育・進路指導を推進します。</li></ul>	学校教育課
④	生涯を通じた学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>男女が慣習などに捉われず、生涯を通じて男女共同参画の意識を高められるよう、講座などの学習機会や情報を提供します。</li></ul>	まちづくり推進課 いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター) 高齢福祉課 関係各課

## (2) メディアにおける人権尊重教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性差別につながる表現の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報や刊行物などを作成するときは、ガイドラインなどに基づいて、性差別につながるような表現を排除します。</li> <li>・ 性や暴力など不適切な表現を扱った出版物などの回収に努めます。</li> </ul>	広報課 青少年教育課 関係各課
②	メディア利用に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット、SNS※<sup>12</sup>などの様々なメディアの情報を正しく判断し利用することができるよう、メディア・リテラシーや情報モラル教育の推進を図ります。</li> <li>・ PTAと連携を図り、家庭への啓発に努めます。</li> </ul>	学校教育課 青少年教育課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 関係各課

### 目標指標及び目標値



※12 SNS：友人・知人などの社会的ネットワークを構築できるインターネット上のサービスのこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。

## 課題 2 市民・事業者・行政の意識改革

### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するうえで妨げとなっている要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた、「男は仕事、女は家事・育児」というような、固定的な性別役割分担意識<sup>※13</sup>があります。

市民意識調査によると、家計や家事・育児に関する夫婦の役割の理想について、「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事育児を分担する」が最も高くなっており、「夫が家計を支え、妻が家事育児に専念する」が前回調査と比較して減少しています。固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善しているものの、いまだに根強く残っていることが読み取れます。（図表 15）

また、男女共同参画社会を実現するために、特に必要と思うことについては、「法律や制度上の平等を進めると共に、差別的な偏見や社会の習慣やしきたりを改める」が最も高く、前回調査と比較して増加しており、差別的な偏見や社会の習慣やしきたりが見直されるまでには至っていないことが伺えます。（図表 16）

男女共同参画社会の形成のためには、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

また、男性にとっての男女共同参画社会の意義を重視した広報・啓発にも力を入れていくことが重要です。



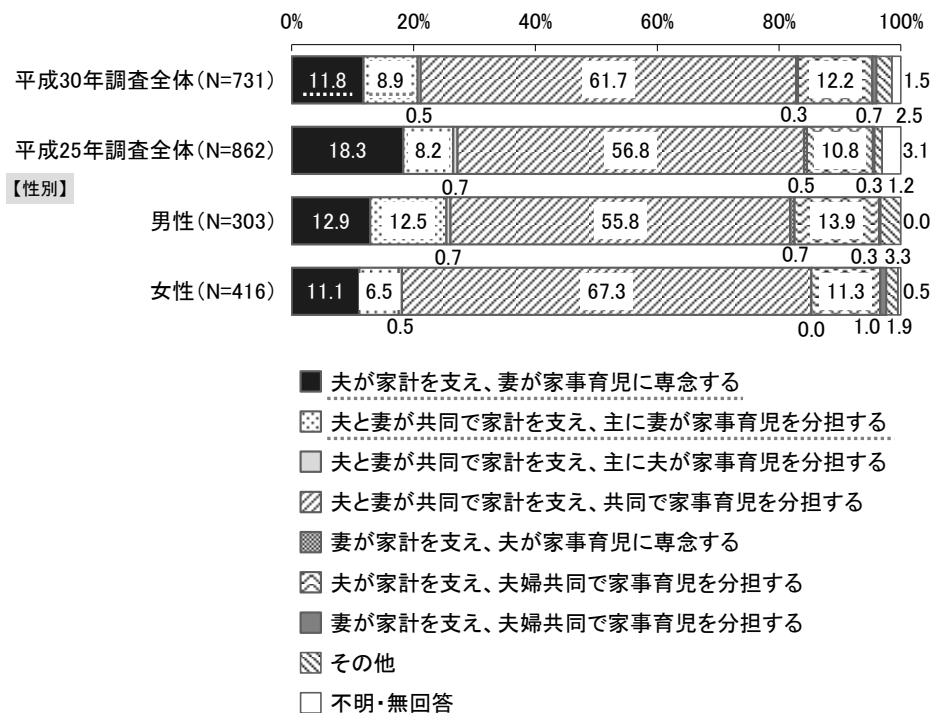
※13 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

## ■ 家計や家事・育児に関して夫婦の役割をどのように分担するのが理想ですか

全体では、「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事育児を分担する」の割合が61.7%と最も高く、次いで「夫が家計を支え、夫婦共同で家事育児を分担する」の割合が12.2%となっています。経年で比較すると「夫が家計を支え、妻が家事育児に専念する」が、平成25年と比べて6.5ポイント低くなっています。

性別にみると、「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事育児を分担する」の割合は女性で67.3%と男性の55.8%を11.5ポイント上回っています。

図表 15

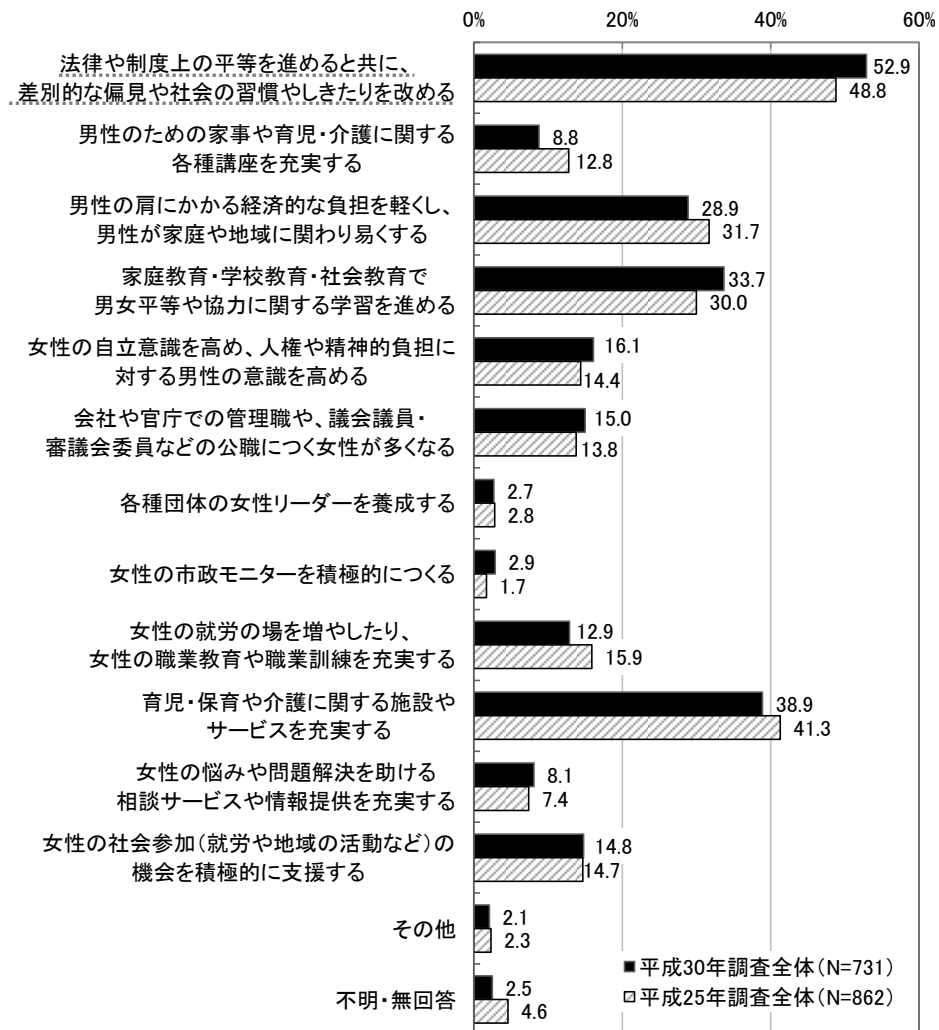


資料：（平成30年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
 （平成25年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 男女共同参画社会を実現するために、特に必要と思うこと（3択）

「法律や制度上の平等を進めると共に、差別的な偏見や社会の習慣やしきたりを改める」、「家庭教育・学校教育・社会教育で男女平等や協力に関する学習を進める」が増加しており、「男性のための家事や育児・介護に関する各種講座を充実する」が減少しています。

図表 16

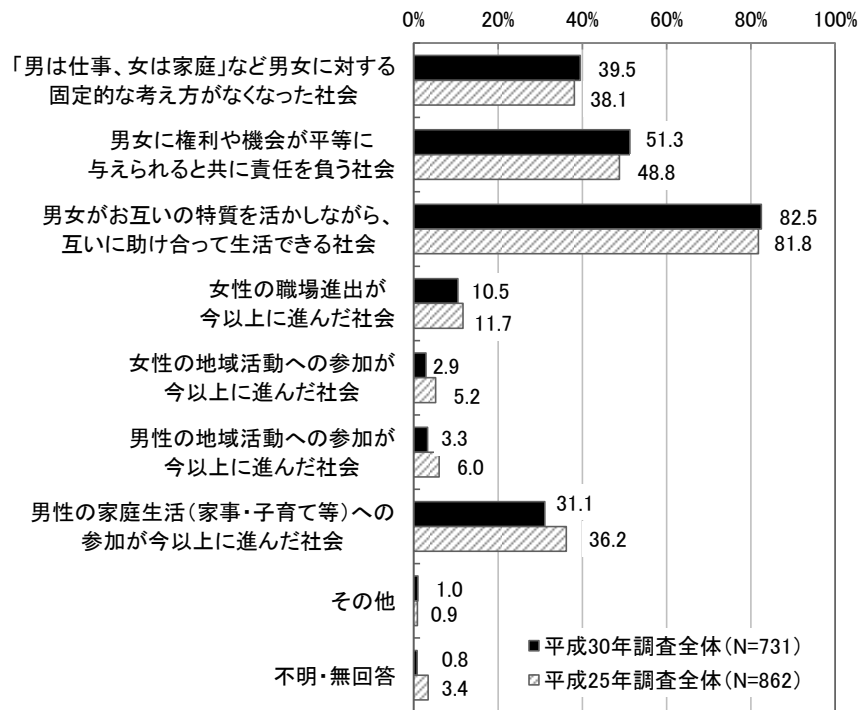


資料：（平成 30 年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
 （平成 25 年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 男女共同参画社会を特にどんな社会であって欲しいと思いますか（3択）

「男女がお互いの特性を活かしながら、互いに助け合って生活できる社会」の割合が82.5%で最も高くなっており、次いで、「男女に権利や機会が平等に与えられると共に責任を負う社会」の割合が高くなっています。

図表 17



資料：（平成 30 年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
 （平成 25 年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 施策の方向

家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識をなくし、様々な場面で男女共同参画意識に基づいた行動が実践できるよう、メディアや広報を利用した啓発を進めます。

### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画の理解を深め、市民・事業者・行政の意識改革を図るための広報・啓発活動を進めます。

## 主な事業と内容

### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

主な事業	事業内容	関係課
① 男女共同参画についての情報収集・提供、広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な媒体や機会を活用し、積極的に広報・啓発を行います。</li> <li>講座やイベントなどで男女共同参画の資料などによる情報提供に努めます。</li> <li>国や県からの男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供します。</li> <li>様々な施策を進める中で各務原市男女が輝く都市づくり条例の周知を図ります。</li> <li>各種団体、事業者などへの情報提供に努めます。</li> <li>男性にとっての男女共同参画社会の意義を重視した広報・啓発を行います。</li> </ul>	まちづくり推進課 いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター) 商工振興課 関係各課

## 目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和6年)
男女共同参画に関する市開催講座の男性参加率	50.0% (H30)	50.0%

## 市民や事業者などに望まれる役割

### 市民

- ◆ 性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を大切にしましょう。
- ◆ 不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆ 子ども達に男女平等の意識を育む教育や保育を行いきましょう。

### 事業者

- ◆ 性別によって能力や担当などを決めつけるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- ◆ 職場における女性を取り巻く慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆ メディアによる広報・PRの際は、性差別につながらない表現に努めましょう。





## 目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

### 課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

#### 現状と課題

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することが重要です。

平成 27 年の本市における、管理的職業従事者の割合は、男性が 84.5%、女性が 15.5%と男性が多くを占めていますが、経年でみると女性の割合が増加傾向にあります。(図表 20)

また、事業所アンケートでは、56.2%の事業所が「今後管理職に女性を積極的に登用していきたい」と考えています。(図表 21)

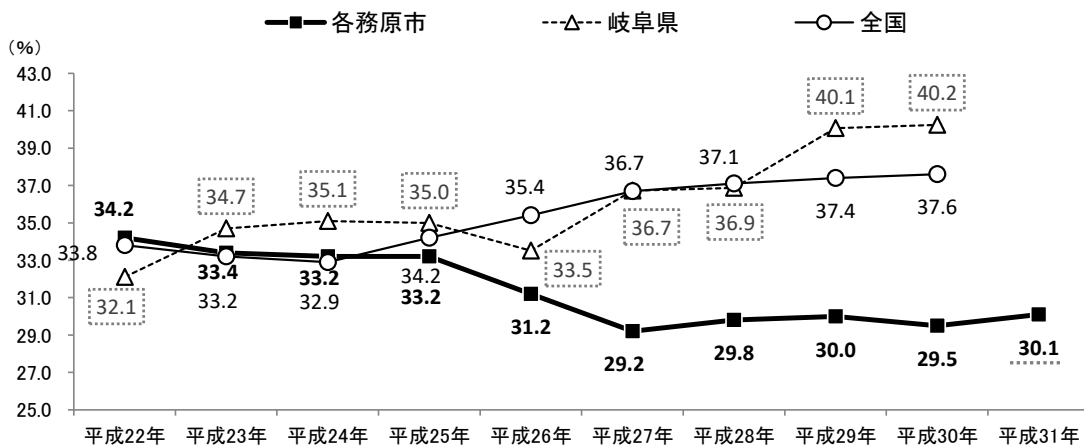
平成 31 年 4 月 1 日現在の本市の委員会・審議会等への女性の登用率は 30.1%で平成 27 年以降ほぼ横ばいの推移にとどまっています。(図表 18)

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」の基本理念の一つに、「あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保」を掲げています。男女が共に暮らしやすい社会を実現するためには、性別にかかわらず、多様な意思が反映されるよう、政策・方針決定の場においても男女共同参画を推進するとともに、女性のエンパワーメントの啓発や促進が必要です。

#### ■ 審議会などにおける女性委員の割合の推移

本市の審議会における女性委員の割合は 30.1%となっています。全国や岐阜県の女性職員の割合は増加傾向にあり、本市の参画状況は平成 27 年以降横ばいになっています。

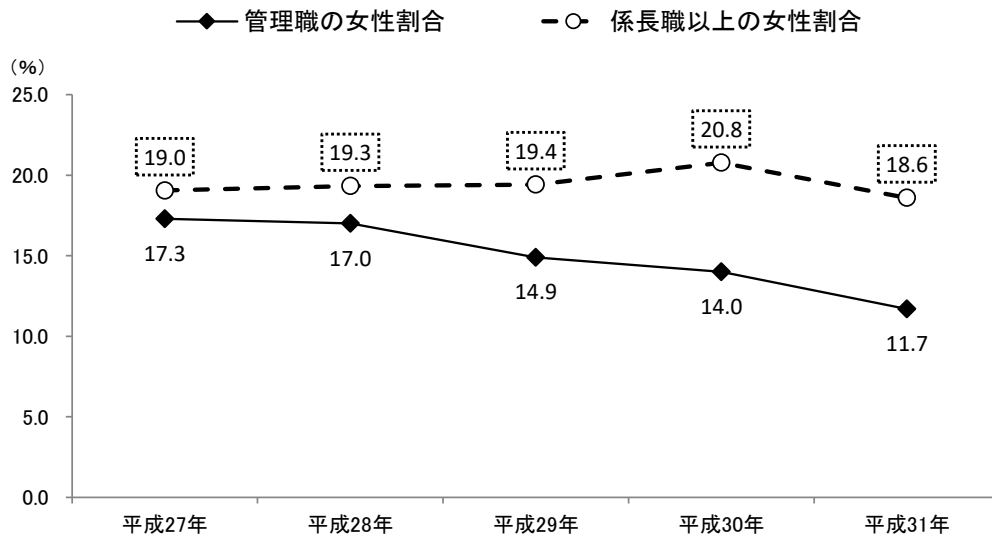
図表 18



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

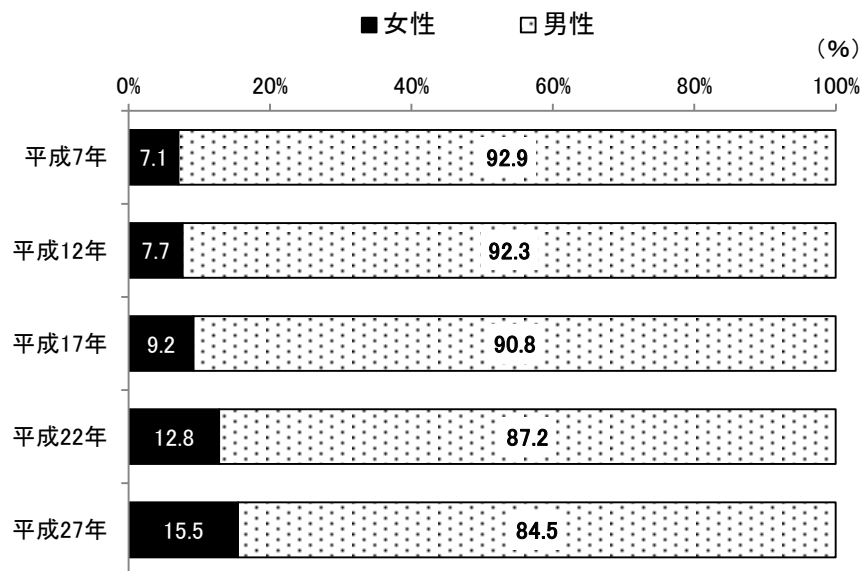
## ■ 各務原市役所の管理職、補佐・係長職に占める女性の割合

図表 19 各務原市役所の管理職、補佐・係長職に占める女性の割合



資料：各務原市（各年 4 月 1 日現在）

図表 20 管理的職業従事者に占める男女の割合

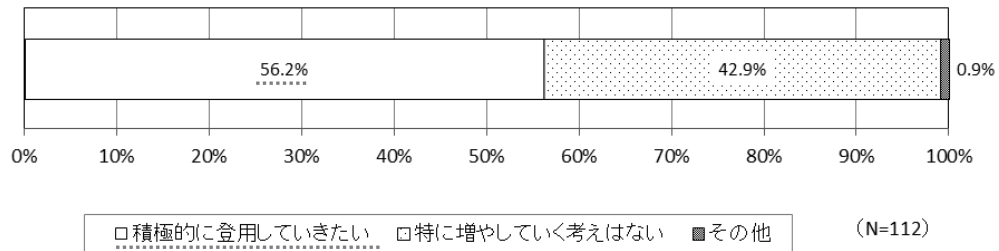


資料：国勢調査

## ■ 今後管理職の登用にあって、女性を積極的に登用しようと考えていますか

「管理職に女性を積極的に登用していきたい」の割合が56.2%となっています。

図表 21

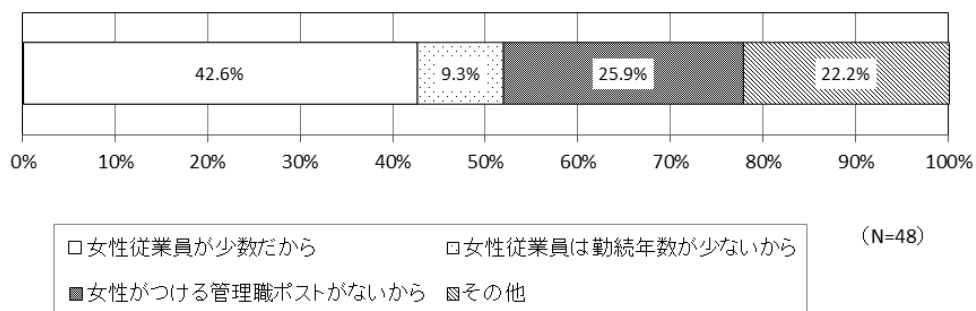


資料：(令和元年) 各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

## ■ 女性従業員を管理職に登用しない理由

「女性従業員が少数だから」の割合が42.6%と最も高く、次いで「女性がつける管理職ポストがないから」が25.9%となっています。

図表 22



資料：(令和元年) 各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

### 施策の方向

性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他あらゆる意思決定の場で、女性がその持てる力を十分に発揮し行動できるよう、一人ひとりの自律した活動への支援を行います。

#### (1) 市政運営における女性の参画推進

女性人材リストの活用や人材育成に取り組み、女性の積極的登用を進めます。

#### (2) 企業・団体などにおける女性の参画促進

企業や社会活動団体などの役員・管理職に性別にこだわらず就くための、意欲や理解を高められるような啓発を進めます。

## 主な事業と内容

### (1) 市政運営における女性の参画推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種委員会・審議会への女性の登用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種委員会・審議会での女性の登用率の向上を図ります。</li> <li>各種委員会・審議会での女性委員ゼロの解消を目指します。</li> <li>女性の登用促進に向けた人材リストを作成し、情報を提供します。</li> </ul>	まちづくり推進課 関係各課
②	管理職への女性の積極的登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。</li> </ul>	人事課
③	女性登用後のサポート体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性登用後、能力向上のためなどの講座や研修を実施します。</li> <li>相談体制を強化します。</li> </ul>	人事課 関係各課

### (2) 企業・団体などにおける女性の参画促進

主な事業		事業内容	関係課
①	女性のエンパワーメントの啓発・促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画・管理能力などを高める女性のエンパワーメントのための情報を企業などに提供し、啓発を推進します。</li> </ul>	商工振興課
②	女性リーダー育成のための援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性リーダー育成のためのセミナーなどの情報を提供します。</li> <li>職業能力を高めるセミナー情報や資格取得、技術取得などの情報を提供するとともに女性の能力活用を促します。</li> </ul>	商工振興課

## 目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和6年)
各種委員会・審議会での女性登用率	30.1% (R1)	35.0%
女性委員がゼロの委員会・審議会の割合	7.4% (R1)	↓ DOWN
各務原市の係長職以上における女性の割合	18.6% (R1)	20.0%

## 課題 2 地域社会における男女共同参画の促進

### 現状と課題

人口減少社会において地域の活力を維持していくためには、地域活動における男女共同参画を促進し、多様な人材や団体などとの協働によるまちづくりを進めることが重要です。

市民意識調査によると、地域活動の場における男女の地位の平等感について、「平等である」と感じている市民の割合が 26.5%であるのに対し、「男性の方が優遇されている」が 51.8%となっています。(図表 13)

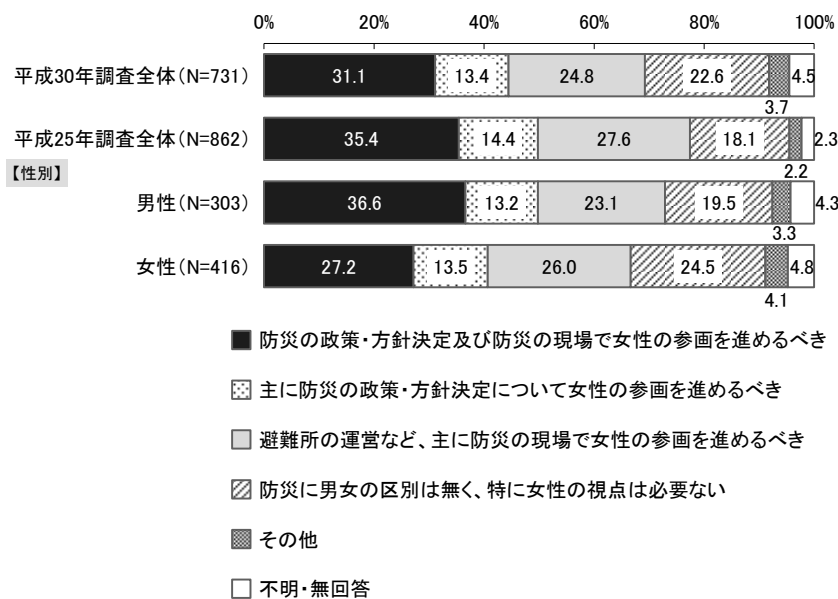
自治会活動やまちづくり活動などの地域活動は、直接暮らしの改善につながる分野です。性別や年齢に関わりなく、多様な人材が生活の中で培った経験や能力を発揮し、地域活動に参画することが求められます。

また、大規模災害の発生が危惧される中、防災や復旧・復興などの各段階において、女性や子育てを含めた多様なニーズに対応できるよう、防災分野における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った取り組みが必要です。

### ■ 防災に関して、女性の参画の拡大が必要と思うもの

全体では、「防災の政策・方針決定及び防災の現場で女性の参画を進めるべき」の割合が 31.1%と最も高くなっています。経年で比較すると「防災に男女の区別は無く、特に女性の視点は必要ない」の割合が 22.6%と、平成 25 年と比べて 4.5 ポイント高くなっています。

図表 23



資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 施策の方向

家庭や地域などにおいて固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに責任を持って地域活動を担うとともに、社会的支援の充実を推進します。

### (1) 地域活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れて活力ある地域社会をめざし、男女が共に社会・地域活動に取り組み、意思決定の場への参画を促進します。

### (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防犯、防災・災害復興体制の整備

男女共同参画の視点を踏まえた防犯、防災・災害復興体制の整備を進めます。

## 主な事業と内容

### (1) 地域活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	地域活動への男女の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>自治会などの地域活動に、女性の参画を促します。</li><li>地域における自主防災活動、防火活動や環境活動へ女性のさらなる参画を促進します。</li><li>地域づくり・環境保全への参画と活動の活性化のため、各種団体、グループを育成、支援します。</li><li>地域の団体において、性別に基づいている不合理な慣行、しきたりの見直しを働きかけます。</li></ul>	まちづくり推進課 防災対策課 消防総務課 予防課 環境政策課 関係各課 青少年教育課
②	まちづくり活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>性別や年齢を問わず、多様な人材や団体などと協働したまちづくりを推進するとともにその活動を支援します。</li><li>まちづくりの担い手の育成や支援に取り組みます。</li></ul>	まちづくり推進課

## (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防犯、防災・災害復興体制の整備

主な事業	事業内容	関係課
① 安全・安心のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的な施設のバリアフリー化に関係機関と連携して取り組みます。</li> <li>・犯罪防止のため、道路、公園などの点検・整備を実施します。</li> <li>・防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。</li> </ul>	河川公園課 道路課 まちづくり推進課 関係各課
② 防災・災害復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画・災害復興の策定、健康危機管理対策などに女性が参画します。</li> <li>・避難所運営など地域の防災活動への女性の参加を促進します。</li> </ul>	防災対策課 健康管理課

### 目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和6年)
治安が良いまちだと感じる市民の割合 (市総合計画)	65.6% (H30)	↑UP
まちづくり活動助成金交付事業数 (市総合計画)	89 事業 (H30)	155 事業
「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合 (市民意識調査)	26.5% (H30)	↑UP

## 市民や事業者などに望まれる役割

### 市民

- ◆ 企画や意思決定の場に、男女の均等な参画を推進しましょう。
- ◆ 地域の課題への関心を高め、男女にかかわらず諸活動に参加しましょう。

### 地域

- ◆ 地域活動の方針決定へ、性別にかかわらず適切な人材を活用し、男女ともに参画しやすい活動方法を検討しましょう。

### 事業者

- ◆ ポジティブ・アクション (積極的改善措置) ※14により、女性の役職登用を進めましょう。

※14 **ポジティブ・アクション (積極的改善措置)** : 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

## 目標Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】

### 課題 1 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの促進

#### 現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、地域活動などの生活も暮しに欠かすことができないものです。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※<sup>15</sup>がとれた生活は、健康で豊かな生活を維持し、多様な働き方・生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

市民意識調査によると、生活の中で優先していることについて、希望では、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』の割合が最も高くなっている一方、現実では男女ともに『「仕事」を優先』の割合が最も高くなっています。（図表 24）

また、今後、男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことについて、「ワーク・ライフ・バランスを考え、労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること」が最も高くなっています。（図表 25）

女性が出産後も同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「男性の家事参加への理解・意識改革」となっています。（図表 26）

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮するためには、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を変革し、男女がともに家事・育児・介護などへ参画するなど、ワーク・ライフ・バランスを促進することが必要です。

また、子育てや介護支援サービスの充実を図るとともに、多様な働き方などについて職場における理解を促進する必要があります。

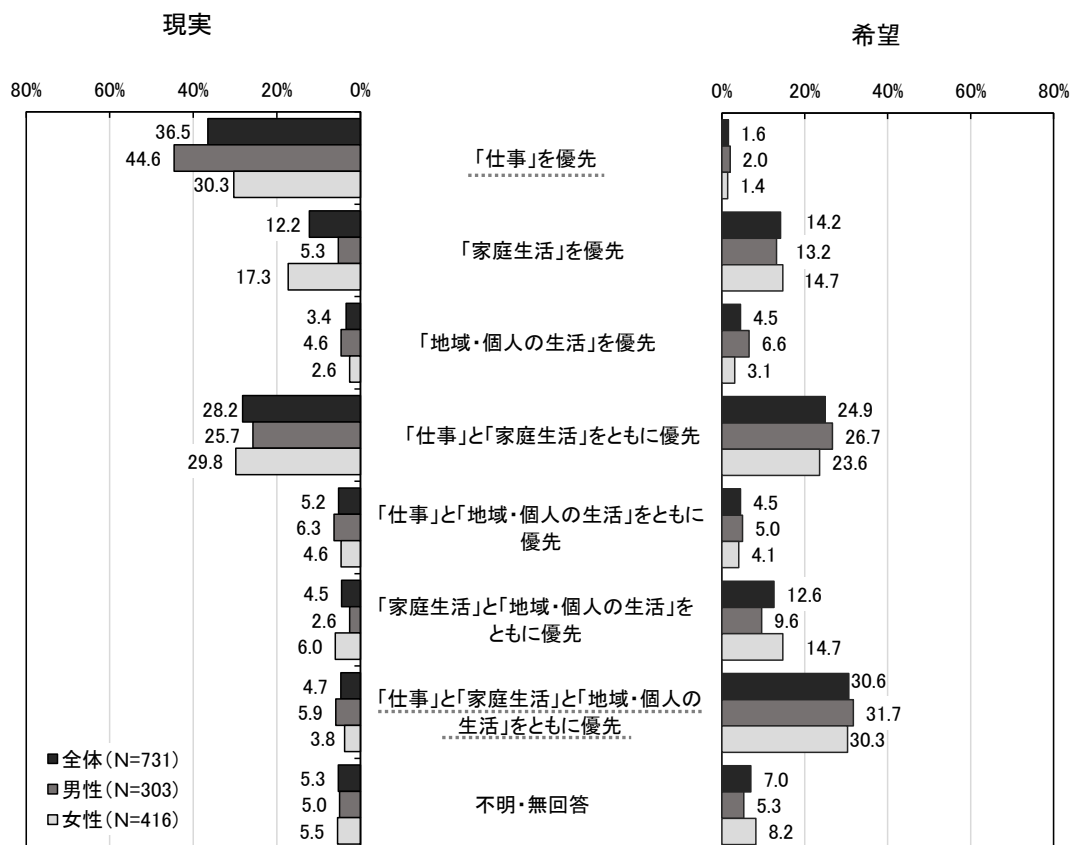
※15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：仕事と生活の調和がとれた状態のこと。性別・年齢に関係なく誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態であること。



## ■ 生活の中での優先度の希望と現実

希望では、『「仕事」を優先』する人の割合は 1.6%にとどまっているものの、現実に優先している人の割合は 36.5%になっています。また、『希望では「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』したい人の割合が 30.6%と多いものの、現実に優先している割合は 4.7%にとどまっています。

図表 24

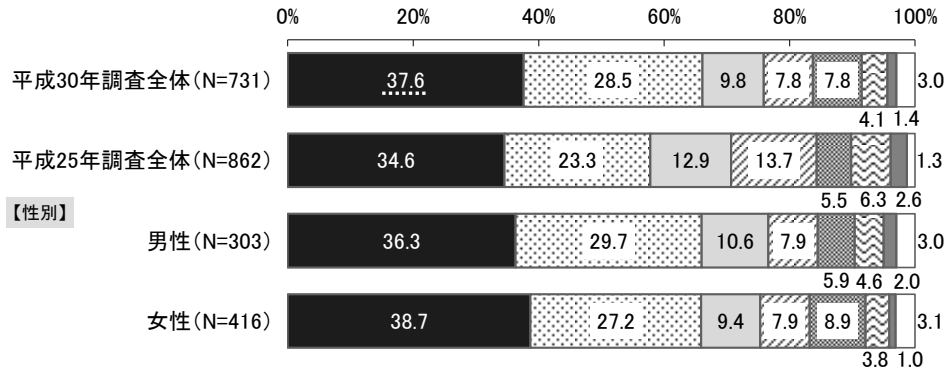


資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ■ 今後、男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと

全体では、「ワーク・ライフ・バランスを考え、労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること」の割合が37.6%と最も高くなっています。

図表 25



■ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を考え、労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること

▨ 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること

▣ 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること

▤ 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること

▥ 法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること

▧ 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること

■ その他

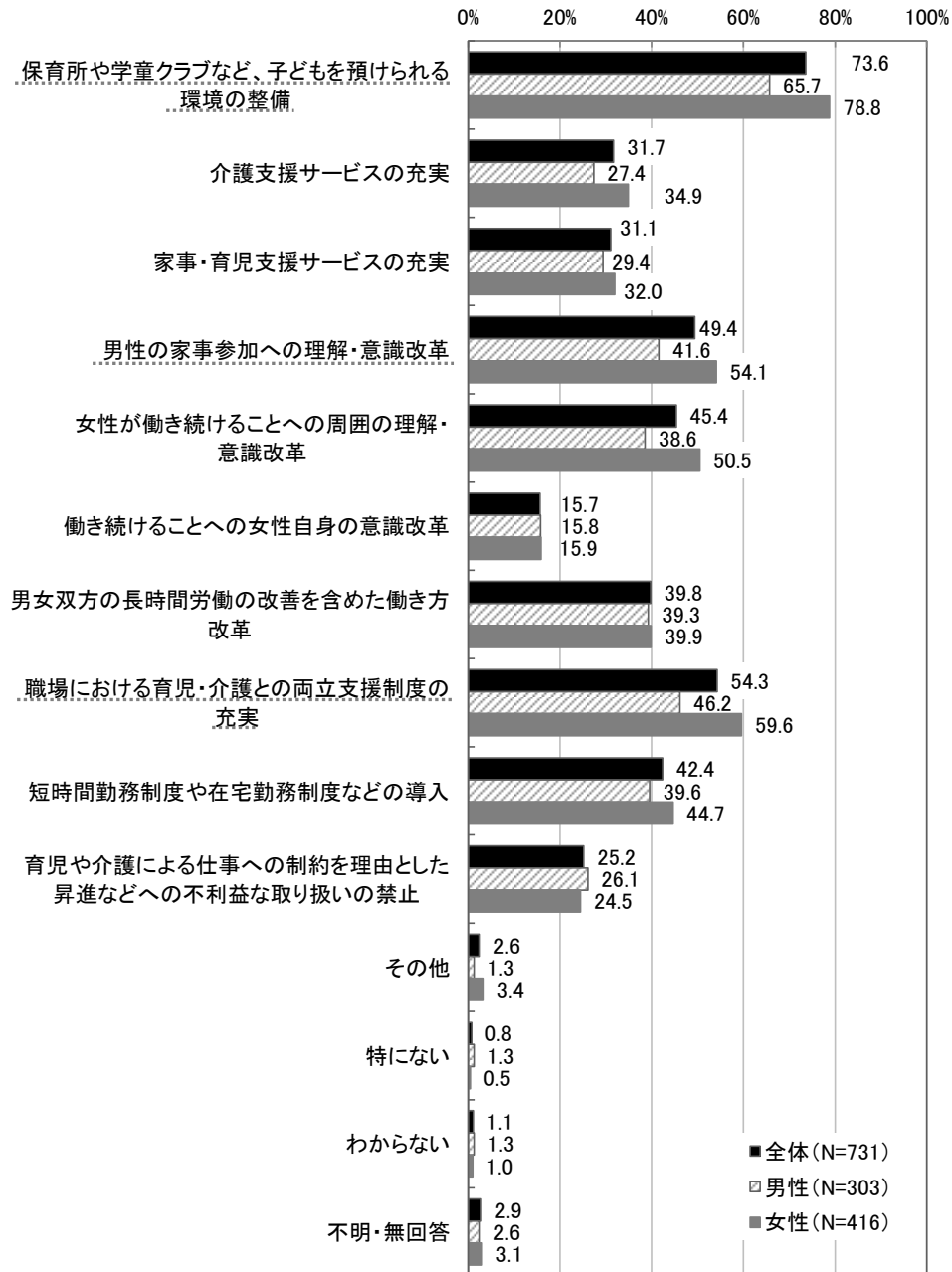
□ 不明・無回答

資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

■ 女性が出産後も同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うこと

「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が73.6%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が54.3%となっています。

図表 26

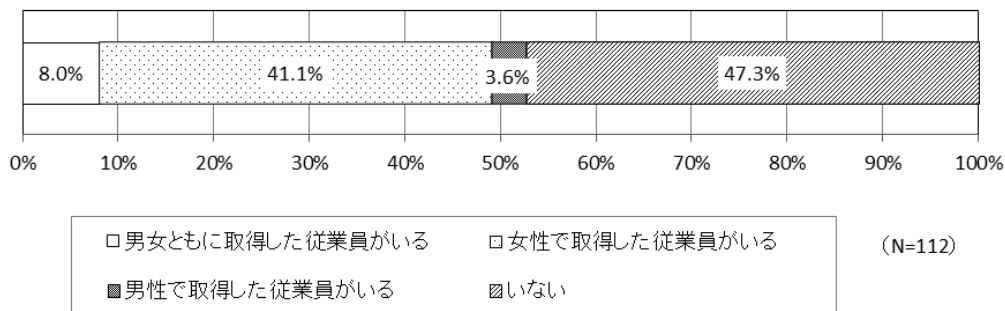


資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ■ これまでに育児休業制度を利用した従業員はいますか

育児休業制度を利用した従業員がいる事業所は全体の52.7%で、そのうち、男性従業員が取得している事業所は11.6%となっています。

図表 27

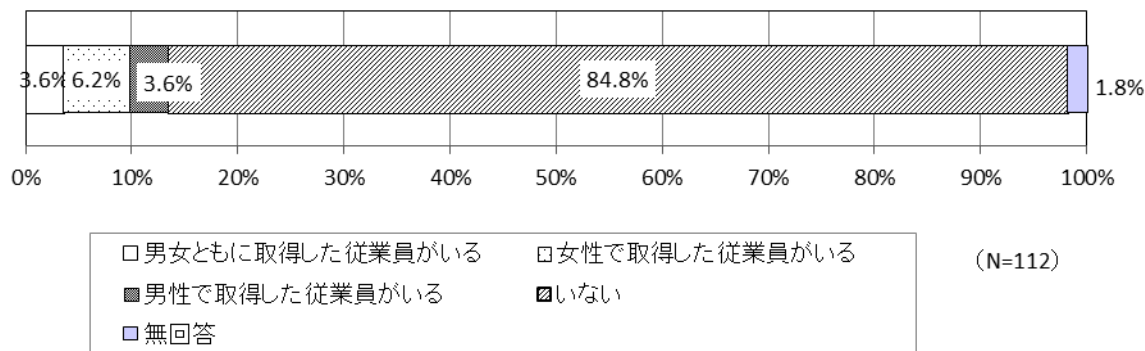


資料：（令和元年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

## ■ これまでに介護休業制度を利用した従業員はいますか

介護休業制度を利用した従業員がいる事業所は、全体の13.4%となっています。

図表 28

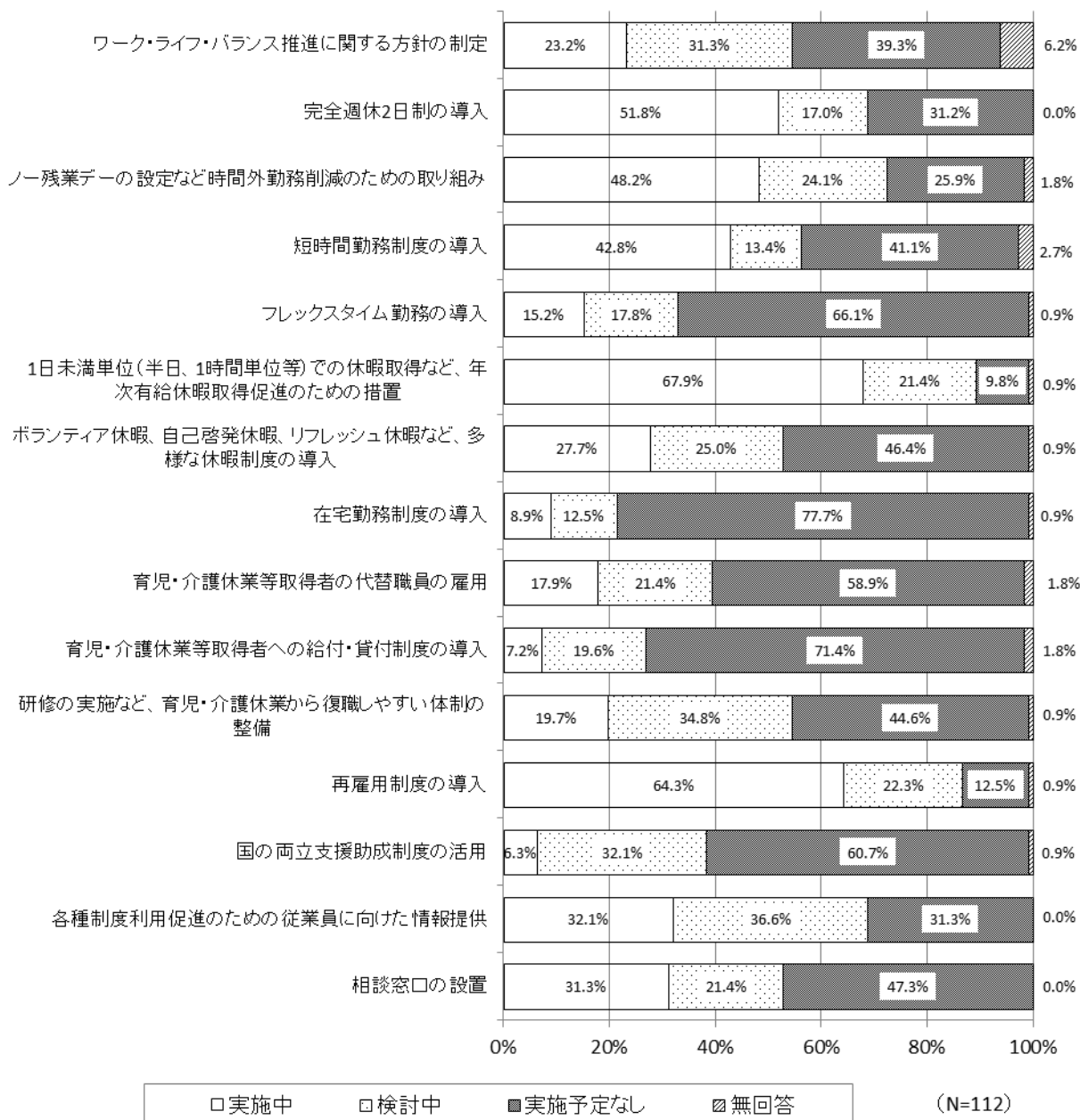


資料：（令和元年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

## ■ ワーク・ライフ・バランスの支援策の実施状況

ワーク・ライフ・バランスに関し、実施中及び検討中の支援策として、「1日未満単位での休暇取得など、年次有給休暇取得促進のための措置」が89.3%と最も多く、次いで「再雇用制度の導入」が86.6%となっています。

図表 29



資料：(令和元年) 各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

## 施策の方向

仕事をしながら自己啓発や健康維持、家庭責任を担うことができるように、働き方の見直しや両立支援などの推進によって、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

### (1) 家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進

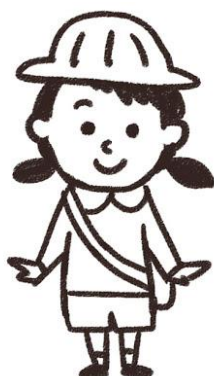
仕事と家庭・地域生活の調和を図るよう、市民や事業者への意識啓発に努めます。

### (2) 子育て支援の充実

子育ては男女が共同して担っていくという意識を広め、多様化する子育てのニーズに応じる子育て支援体制の充実に努めます。

### (3) 育児・介護休業制度の普及・充実

育児や介護の休業制度などの利用が進むように、職場への啓発とともに意識改革を進めます。



## 主な事業と内容

### (1) 家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	ワーク・ライフ・バランスの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。</li> <li>仕事と家庭の両立支援の必要性についてのセミナーなどを開催します。</li> </ul>	まちづくり推進課 商工振興課
②	働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業者には長時間労働の是正などの啓発を行います。</li> <li>男性の仕事中心という意識の見直しへの啓発を推進します。</li> </ul>	商工振興課 まちづくり推進課 人事課 子育て支援課
③	「早く家庭に帰る日」 <sup>※16</sup> の積極的な実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業制度の啓発とともに、事業者などに「早く家庭に帰る日」の実践を促します。</li> </ul>	商工振興課 人事課 関係各課
④	多様な働き方の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法、派遣労働法などの周知・啓発を行います。</li> <li>事業者に対し、男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及を図ります。</li> <li>時差出勤、在宅勤務、フレックスタイム制度<sup>※17</sup>などの導入を奨励します。</li> <li>ファミリー・フレンドリー企業<sup>※18</sup>の取り組みなどの情報を提供します。</li> </ul>	商工振興課

※16 **早く家庭に帰る日**：岐阜県では、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり」を社会全体で進めるため、その取り組みの一つとして、毎月「8」のつく日を「早く家庭に帰る日」としている。

※17 **フレックスタイム制度**：1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度。

※18 **ファミリー・フレンドリー企業**：仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいう。

## (2) 子育て支援の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	子育て相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 妊娠期から子育て期における切れ目のない相談体制を充実し、悩みや不安など精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>• 子育て情報の提供を行います。</li> <li>• 子育てに関する講座、セミナーを開催し、悩みの解消に努めます。</li> </ul>	子育て支援課 健康管理課 学校教育課 青少年教育課 いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター)
②	地域における子育て支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 放課後子ども教室<sup>※19</sup>、放課後児童クラブ<sup>※20</sup>など地域における子育て支援の充実を図ります。</li> <li>• 子ども館<sup>※21</sup>の充実を図ります。</li> <li>• 子育てサークル<sup>※22</sup>を育成、支援します。</li> <li>• 子育て広場<sup>※23</sup>を開催します。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課 青少年教育課
③	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 延長保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供します。</li> <li>• 多様なニーズに合わせた子育ての情報を提供します。</li> </ul>	子育て支援課

## (3) 育児・介護休業制度の普及・充実

主な事業		事業内容	関係課
①	家事・子育て・介護に対する社会的、地域的に形成された性別意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家事、育児、介護に男性の積極的な参加を促す啓発を行います。</li> <li>• 介護が女性だけの負担にならないよう、地域包括ケアシステムの充実と情報提供を図ります。</li> </ul>	まちづくり推進課 高齢福祉課
②	育児・介護休業取得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 育児、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに向けて、各種媒体を活用して事業者などへの啓発を促進します。</li> </ul>	商工振興課 人事課

※19 放課後子ども教室：遊びやものづくり等を通じて、子どもと地域の大人がふれあう教室を開催するもの。

※20 放課後児童クラブ：共働きなどで、下校後に保護者が自宅にいない小学校児童の健全育成を図るための事業。

※21 子ども館：「親子の絆作り」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、乳幼児親子を対象とする遊びや交流の場。

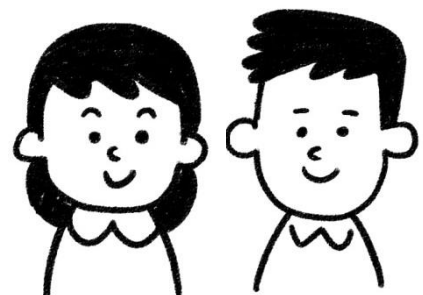
※22 子育てサークル：子育て中の親子が集まり、交流しながら、より楽しい育児につなげていく自主的な活動をしているグループのこと。

※23 子育て広場：幼稚園・保育所・小中学校ごとに保護者が子どもの健やかな発達を図るための学習会や講演会などを開催するもの。



## 目標指標及び目標値

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (令和6年)
「早く家庭に帰る日」を実施している企業数	67 企業 (R1)	↑UP
子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合（市総合計画）	42.8% (H30)	↑UP
「家庭生活の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合（市民意識調査）	29.0% (H30)	↑UP



## 課題 2 働く場における男女共同参画の促進

### 現状と課題

女性活躍推進法では、女性に対する採用、昇進などの機会の積極的な提供及び活用と性別による固定的役割分担などを反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮、仕事と家庭の両立を可能にする環境の整備などが基本原則になっています。

市民意識調査によると、女性が職業を持つことについて、「子どもができて保育所や育児休業などを活用してずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合が48.2%と最も高くなっていますが、全国と比較すると6ポイント低くなっています。(図表 30)

しかしながら、本市における女性の労働力率は、経年でみるとほとんどの年齢階級で上昇していますが、M字カーブの谷(30~34歳)が平成27年では67.2%で、岐阜県や全国と比較すると、出産や育児などを機に離職する傾向が伺えます。(図表 10、図表 11)

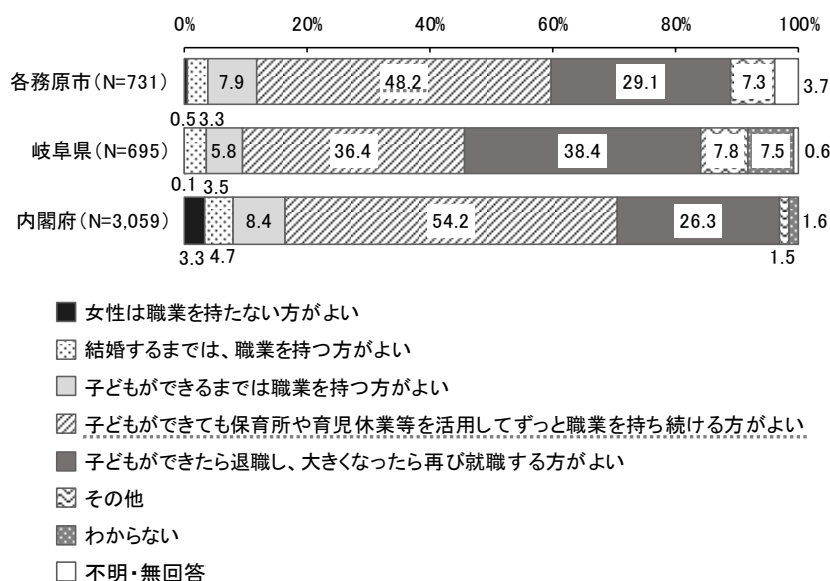
働く場における男女平等を図るため、企業におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)を促進するとともに、出産・育児・介護などにより一旦仕事を離れた後の再就職に向けた支援や、意欲ある女性のキャリアアップに向けた援助が求められます。

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組むことが必要です。

### ■ 女性が職業を持つことについてどのように考えますか

「子どもができて保育所や育児休業等を活用してずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合が、岐阜県より11.8ポイント高く、内閣府より6.0ポイント低くなっています。

図表 30

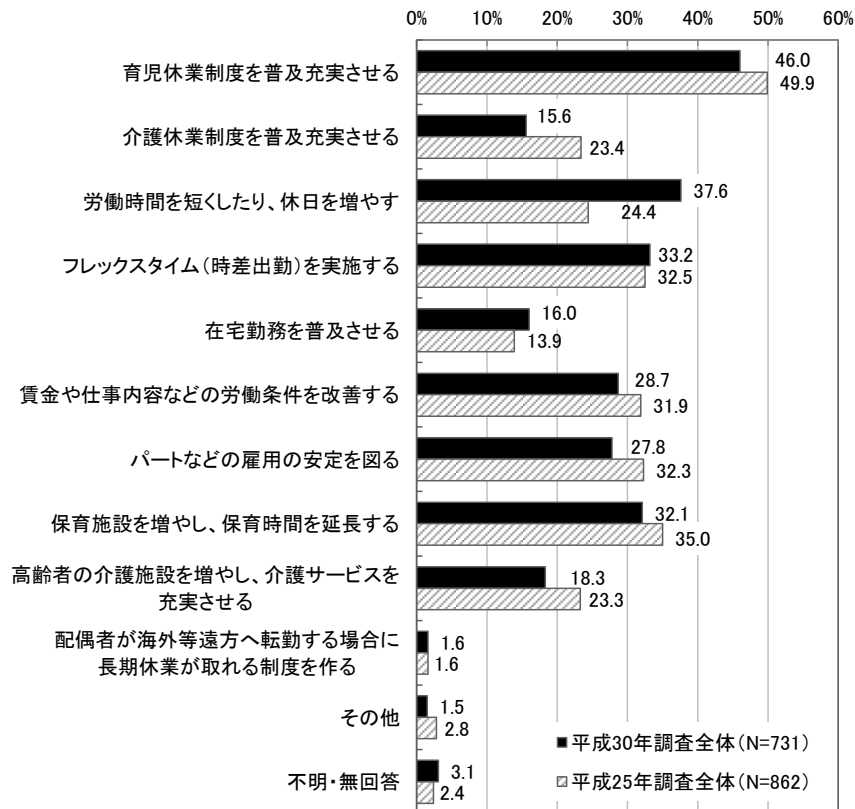


資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ■ 女性の職業活動や再就職をしやすいために整備すべきもの

「介護休業制度を普及充実させる」が減少しており、「労働時間を短くしたり、休日を増やす」が増加しています。

図表 31



資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

## 施策の方向

改正男女雇用機会均等法では、間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益な扱いに対する禁止などを明確にしています。こうした雇用上の男女の均等な扱いについて企業などへの周知を徹底し、女性がその能力を活かすことができる職場環境づくりを進めます。

### (1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

女性の就労機会の拡大に関する情報を提供し、また農林業や商工自営業における男女共同参画を進めます。

### (2) 女性の就業・起業への支援

女性の能力発揮、就業・起業への支援として、講座やセミナーなどの情報提供のほか、企業や関連機関と連携した職業能力の開発支援を進めます。

## 主な事業と内容

### (1) 雇用機会の拡大と待遇の確保の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に自主的に取り組む事業者の拡大	・雇用における男女平等とポジティブ・アクションの導入効果などの情報を各種媒体を活用して提供します。	商工振興課
②	女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進	・農林・商工業など、女性が少ない分野での女性の活躍を情報提供などにより支援します。 ・自営業、農林・商工業など、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供します。 ・家族農業経営において、家族がともに経営のパートナーとして位置づけられるよう家族経営協定 <sup>*24</sup> の締結などの情報を提供します。	商工振興課 農政課

※24 家族経営協定：家族農業経営にたすさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

## (2) 女性の就業・起業への支援

主な事業		事業内容	関係課
①	女性の再就職・起業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職に関するセミナーの開催や情報を提供します。</li> <li>相談窓口を整備します。</li> <li>起業をめざす女性に対して、商工会議所と連携して創業支援セミナーなど必要な情報や学習の機会を提供します。</li> </ul>	まちづくり推進課 商工振興課 子育て支援課
②	女性の能力発揮促進のための援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業意識を高めるための情報の提供に努めます。</li> <li>職業能力を高める講座情報や資格取得、技術取得などの情報を提供します。</li> </ul>	商工振興課 まちづくり推進課

### 目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和6年)
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合（市民意識調査）	17.2% (H30)	↑UP
女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合（事業所アンケート）	55.3% (R1)	↑UP

## 市民や事業者などに望まれる役割

### 市民

- ◆ ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- ◆ 男女が協力して家事や子育て、介護などを分担しましょう。

### 事業者

- ◆ 雇用（募集・採用・賃金・配置・昇進など）における男女格差をなくしましょう。
- ◆ 仕事と家庭の両立を図る多様な働き方や、性別にかかわらず育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めましょう。

## 目標Ⅳ とともに生きる社会環境整備

### 課題 1 生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援

#### 現状と課題

男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>※25</sup>」の視点を踏まえ、人生の各ステージに対応した適切な健康の維持増進への取り組みが求められます。

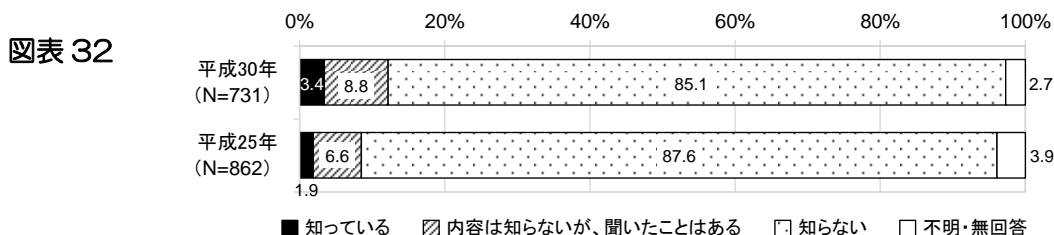
少子高齢化や雇用・就業構造などの変化のなかで、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。特に高齢単身の女性世帯や母子家庭のひとり親世帯の割合が高く、生活上の困難を抱える女性が多くなっています。

この様な状況に対応するためにも、高齢者や障がい者などを地域で見守り支える取り組みや、生活上の困難に直面する女性などの自立と生活の安定を図るための経済的援助、生活援助、就業支援などが必要です。

また、性的指向<sup>※26</sup>や性同一性障害<sup>※27</sup>を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、外国人<sup>※28</sup>であること、同和問題などに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの取り組みが必要です。

#### ■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度

前回調査よりもわずかに認知度が上がっていますが、85%以上が知らないと回答しており、依然として認知度は低い状態です。



資料：（平成 30 年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
（平成 25 年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

※25 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：性と生殖に関するすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること及び性と生殖の健康を得る権利。

※26 性的指向：人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。

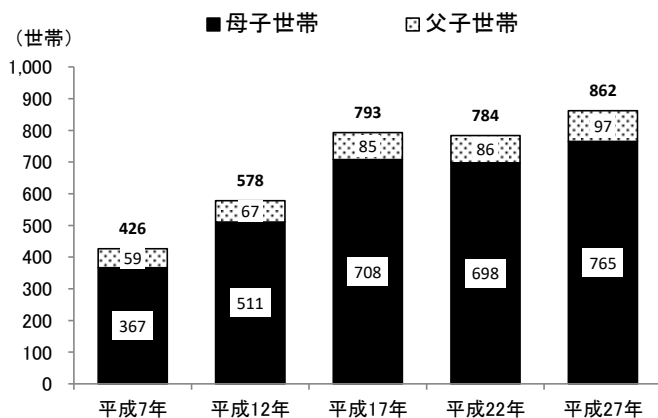
※27 性同一性障害：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言う。

※28 外国人：外国籍の市民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人など）も含む。

## ■ ひとり親世帯の推移

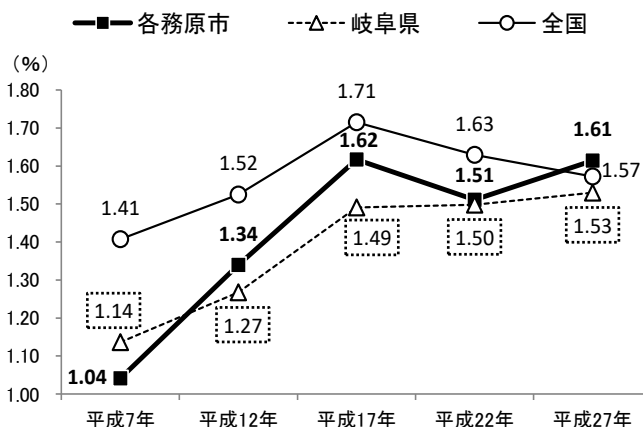
ひとり親世帯数は増加が続いており、平成27年のひとり親世帯数は、平成17年よりも母子世帯、父子世帯ともに増加傾向となっています。本市のひとり親世帯は、平成22年まで岐阜県より高く全国より低い水準で推移していましたが、平成27年には岐阜県、全国よりも高い1.61%となっています。

図表 33 ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

図表 34 ひとり親世帯数の割合の推移比較

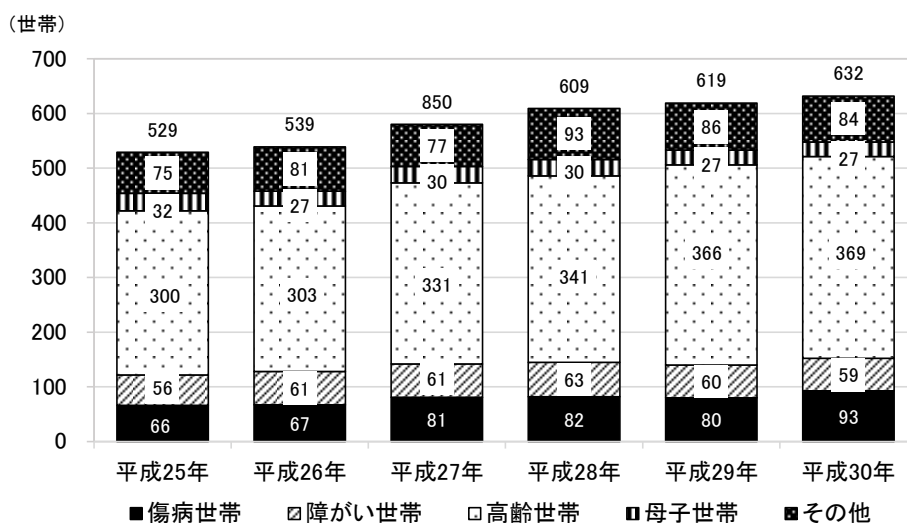


資料：国勢調査

## ■ 生活保護世帯の推移

生活保護を受けている世帯では高齢世帯が約6割を占めており、年々増加しています。また、生活保護世帯の推移は増加傾向にあり、平成25年と比べると平成30年では約1.2倍となっています。

図表 35

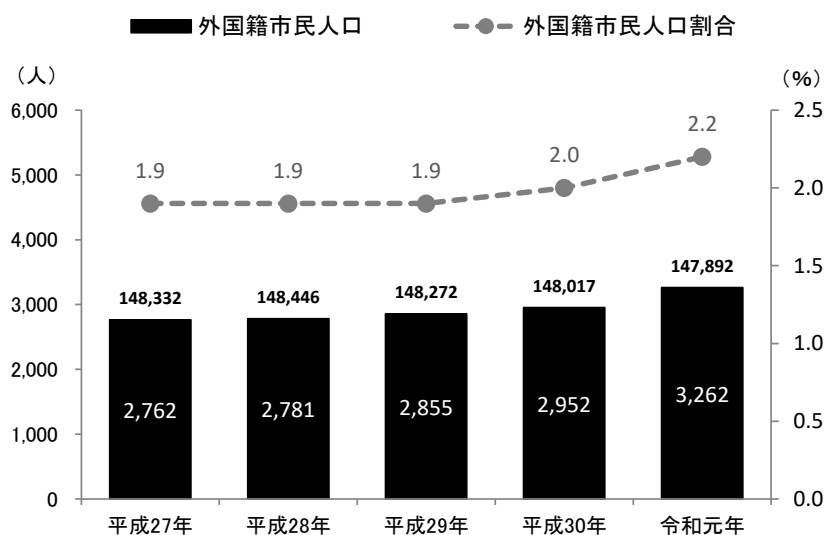


資料：各務原市（各年末時点）

## ■ 外国籍市民人口の推移

令和元年時点の外国籍市民人口は 3,262 人で、本市の総人口 147,892 人の 2.2%を占めており、平成 27 年以降増加が続いています。

図表 36



資料：各務原市（各年 4 月 1 日時点）

### 施策の方向

だれもが生涯にわたり、自立して安心した生活を送るための基礎となる心身の健康づくりや環境の整備を進めます。

#### (1) 生涯にわたる健康の確保

だれもが生涯にわたり自立し、安心して生活を送るために、それぞれの健康課題に対応できるよう、正しい判断力や知識を普及し、心身の健康づくりを進めます。  
また、各種健康診査・健診や予防対策の強化に努めます。

#### (2) 様々な困難を抱える男女の生活の安定と自立支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人市民など、様々な困難な状況におかれている人々について、相談窓口や情報提供の充実、地域での見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備を進めます。

#### (3) 趣味・生きがい・健康づくりの推進

生涯にわたって心身の健康を保ち体力の向上を図るには、生きがいを持つことが重要です。家族や仲間とのふれあいや交流を通して、生きがいつくり（芸術・スポーツ・文化・歴史）の機会の充実に努めます。



## 主な事業と内容

### (1) 生涯にわたる健康の確保

主な事業		事業内容	関係課
①	性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念が定着するように、セミナーや講座などにより普及・啓発を図ります。</li> <li>性と生殖に関する相談体制の充実を図ります。</li> <li>児童生徒が性に対する正しい知識、情報を得て、適切な判断や意思決定ができるよう、性に関する指導の充実に努めます。</li> <li>HIV（エイズ）や性感染症などについて、正しい知識を持ち、予防ができるように、セミナー開催やパンフレット配布などで普及を図ります。</li> </ul>	健康管理課 学校教育課
②	健康に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な妊娠・出産への支援を図ります。</li> <li>各種健康診査・検診の受診促進を図ります。</li> <li>性差医療についての情報提供に努めます。</li> <li>思春期・更年期・認知症などの健康に関する相談や講座の開催、情報提供などを行います。</li> <li>健康について相談できる体制を充実します。</li> </ul>	健康管理課 学校教育課 高齢福祉課 青少年教育課

### (2) 様々な困難を抱える男女の生活の安定と自立支援

主な事業		事業内容	関係課
①	ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。</li> <li>ひとり親家庭に必要な情報の提供を推進します。</li> <li>ひとり親家庭の自立に必要な各種サポート制度の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課 医療保険課
②	高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者、外国人市民の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図ります。</li> <li>高齢者や障がい者、性的指向や性同一性障害など各務原市人権施策指針の分野別施策に基づき、人権教育・啓発活動を推進します。</li> <li>外国人市民が安心して生活できる環境づくりに努めます。</li> <li>各務原国際協会などと連携し、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。</li> </ul>	高齢福祉課 社会福祉課 観光交流課 関係各課

### (3) 趣味・生きがい・健康づくりの推進

主な事業		事業内容	関係課
①	文化・スポーツの振興・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>趣味や生きがい・健康づくりのための講座・セミナーを開催します。</li> <li>趣味や生きがい・健康づくりのための団体を育成、支援します。</li> </ul>	スポーツ課 いきいき楽習課 （各ライフデザインセンター） 関係各課
②	高齢者の生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯現役促進協議会事業を通じた高齢者の就労や、ボランティアなどの社会参画を促します。</li> </ul>	高齢福祉課 いきいき楽習課 （各ライフデザインセンター） 商工振興課 関係各課

#### 目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和6年)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「内容を知っている」市民の割合（市民意識調査）	3.4% (H30)	↑UP
子宮がん検診・乳がん検診受診者総数（年間）	4,943名 (H30)	↑UP
各種健康講座参加者数（年間）（市総合計画）	5,771名 (H30)	5,800名
困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合（市総合計画）	71.9% (H30)	↑UP

## 課題 2 暴力を許さない安心して生活できる社会づくり 【DV 対策基本計画】

### 現状と課題

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV<sup>※29</sup>」）や性の商品化、ストーカー行為、セクハラなどは決して許されない行為であり、個人としての尊厳を傷つけるばかりでなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

DVは、基本的人権の侵害や生命の危機につながるものでもあり、被害者が養育する子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる暴力行為です。周囲からの発見が困難な家庭内や親密な関係性のなかで行われるため潜在化、深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者だけではなく恋人からの暴力（デートDV）も指摘されています。

こうした被害の被害者は女性が多く、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題もあります。

市民意識調査によると、DVやセクハラを「自分が直接経験したことがある」、「自分の周りに経験した人がいる」割合は前回調査と比較して減少しています。しかしながら、これらの被害について「相談した」割合は約3割となっており、前回調査とほぼ変わっていません。（図表 39、図表 40）

また、DVやセクハラなどの行為をなくすために必要と思うものについては、「法律・制度の制定や見直しを行う」「被害者のための相談窓口、保護施設を整備する」「男性に対してDV、セクハラについての意識啓発を行う」の割合が高くなっています。（図表 44）

暴力を許さない社会を作るためには、若年層を含むあらゆる層への普及啓発を推進する必要があります。

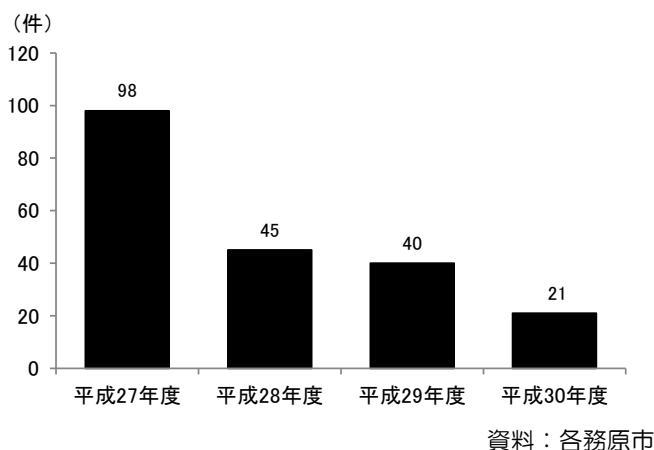
また、被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談でき、必要な情報が得られる体制づくりとその周知に取り組むとともに、被害者の保護にあたっては、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、関係機関と連携・協力して実施していくことが必要です。

※29 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・精神的・経済的・性的暴力のこと。

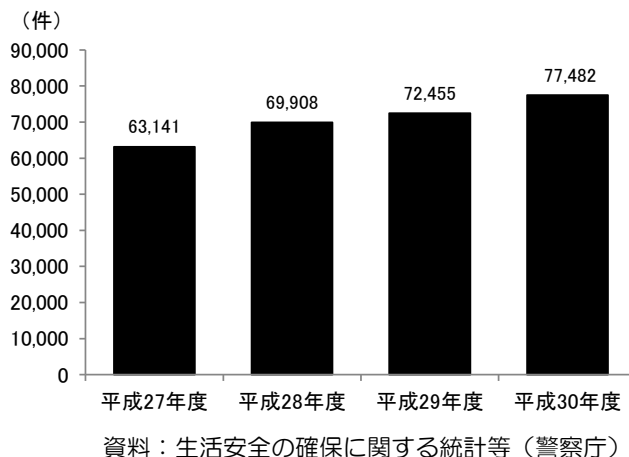
## ■ DVの相談件数などの状況

DVの相談件数の推移をみると、全国での相談件数が増加傾向にある一方で、本市の相談件数は減少が続いています。平成30年度の相談件数は平成27年度から77件減少し21件となっています。

図表37 DVの相談件数の推移



図表38 配偶者からの暴力事案などの相談などの状況【全国】

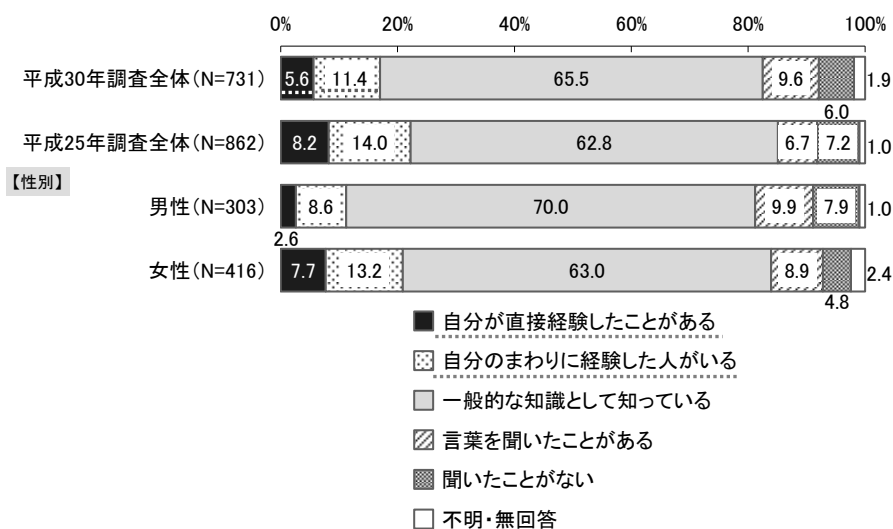


## ■ DVやセクハラについて、経験をしたり、話を聞いたことがありますか

「一般的な知識として知っている」の割合が65.5%と最も高くなっています。「自分が直接経験したことがある」は5.6%となっています。経年で比較すると「言葉を聞いたことがある」が平成30年に9.6%と、平成25年と比べて2.9ポイント高くなっています。

図表39

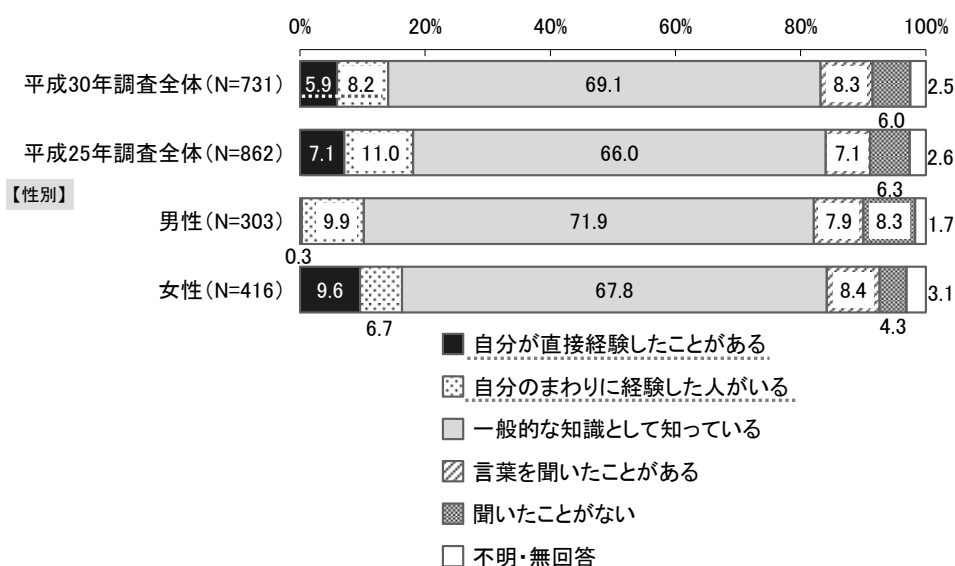
### DVについて



資料：（平成30年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
（平成25年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

図表 40

セクシュアル・ハラスメントについて

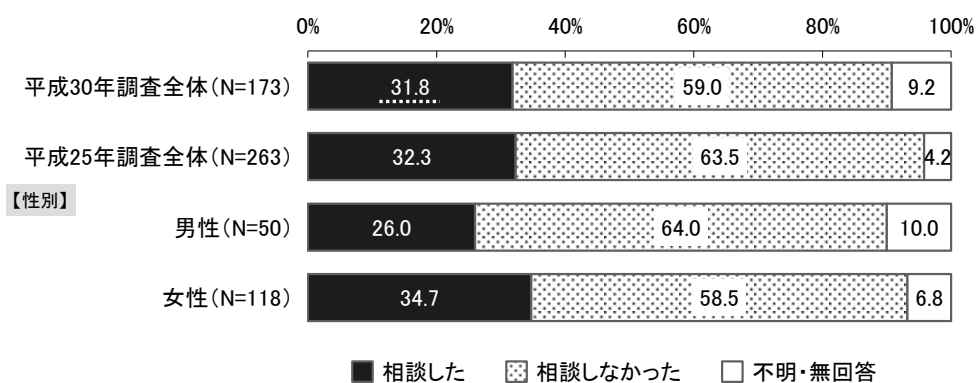


資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

■ DVやセクハラなどの相談をしましたか

「相談した」が31.8%、「相談しなかった」が59.0%となっています。経年で比較すると「相談しなかった」が、平成25年と比べて4.5ポイント低くなっています。

図表 41



資料：(平成 30 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
(平成 25 年) 各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート

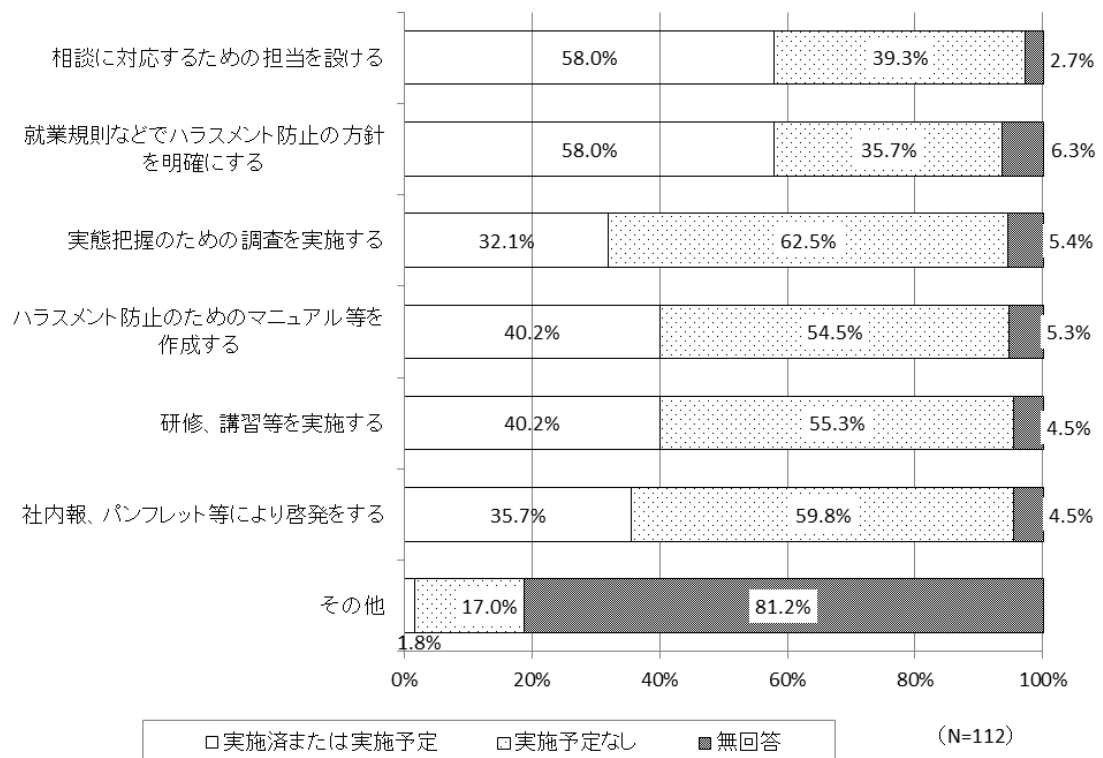
## ■セクハラやパワハラについての取り組み

セクシュアル・ハラスメント防止の取り組みとして、「就業規則などでハラスメント防止の方針を明確にする」「相談に対応するための担当を設ける」の割合が58.0%と最も高くなっています。

パワー・ハラスメント※30防止の取り組みについても、「就業規則などでハラスメント防止の方針を明確にする」の割合が58.0%と最も高く、次いで「相談に対応するための担当を設ける」が57.1%となっています。

図表 42

### セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

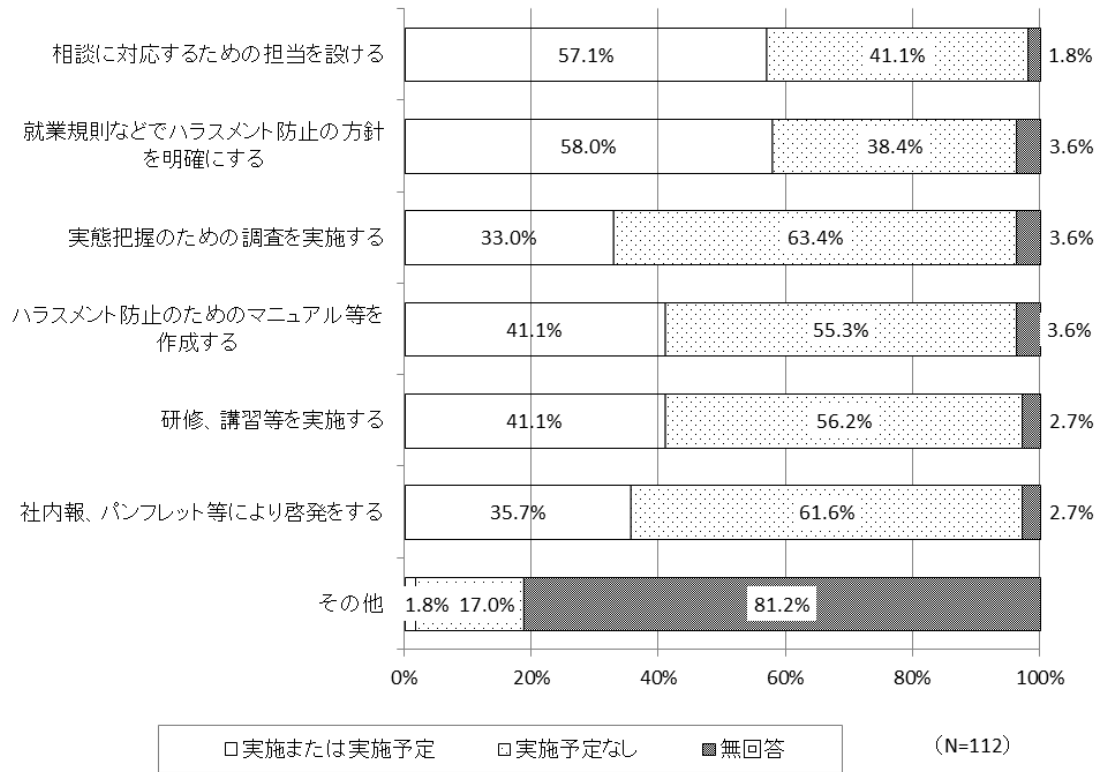


資料：（令和元年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

※30 パワー・ハラスメント（パワハラ）：職権などのパワーを背景にして、本来業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動によって就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

図表 43

パワー・ハラスメント防止の取り組み

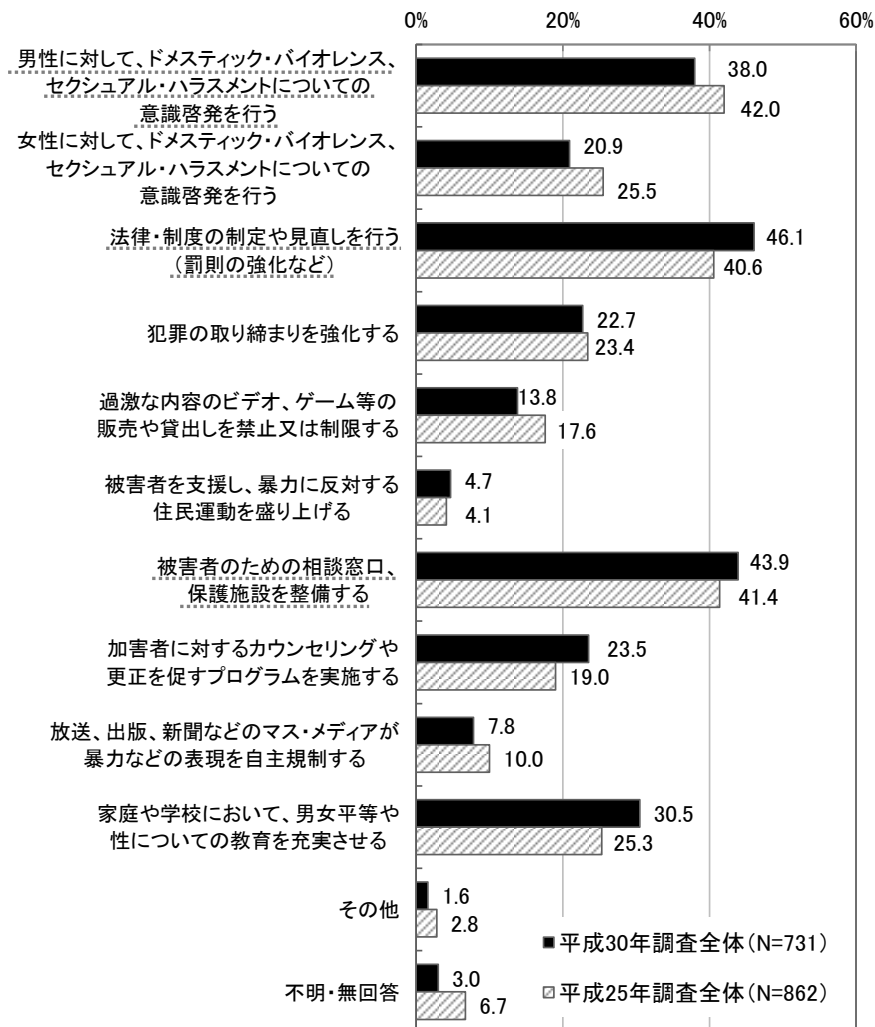


資料：（令和元年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ■ DVやセクハラなどの行為をなくすために必要と思うもの

「法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など）」の割合が前回調査と比べ、5.5ポイント増加しています。

図表 44



資料：（平成 30 年）各務原市 男女共同参画に関する市民意識調査  
（平成 25 年）各務原市 男女共同参画に関する市民アンケート



## 施策の方向

DVやハラスメントは身近にある重大な人権侵害であり、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、自己の尊厳を大切にしながら、一人の人間として尊重される社会をめざします。

### (1) 啓発・教育の推進

暴力を正しく理解し、DVやセクハラなどは重大な人権侵害であるという認識を高めるため、情報提供や啓発を行います。

### (2) 相談体制の周知と連携の強化

DVなどに関する相談窓口を周知するとともに、関係課、関係機関との連携をとりながら、迅速・的確な被害者支援が行えるように協力体制の強化を図ります。

### (2) 安全の保障と自立に向けた支援

警察や関係機関が密接に連携・協力し、迅速に、被害者の状況に適した安全の確保を行います。また、被害者及び同伴する家族の置かれている状況に対する認識を関係機関で共有しながら連携を図り、自立に向けた実効性のある支援を行います。

## 主な事業と内容

### (1) 啓発・教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>• DV防止に関する法制度や支援についての情報を提供します。</li><li>• セクハラやパワハラ、DVに関するセミナー開催などによる啓発を行います。</li></ul>	子育て支援課 まちづくり推進課
②	職場におけるセクハラ、パワハラなどの防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者に対して、セクハラ、パワハラ、マタハラ<sup>※31</sup>などの防止を各種媒体を活用して啓発するとともに防止対策を促します。</li><li>• セクハラ、パワハラなどを根絶するための情報提供や啓発、研修を実施します。</li></ul>	商工振興課 人事課
③	デートDV防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>• デートDV防止に向けた啓発を強化します。</li></ul>	まちづくり推進課
④	性の商品化や女性に対する暴力の防止啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>• 性犯罪・ストーカー行為・売買春などの防止に向けた情報提供、啓発を強化します。</li><li>• 性の商品化防止を呼びかけます。</li></ul>	子育て支援課 学校教育課

※31 マタハラ（マタニティ・ハラスメント）：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で不利益を被ったりすること。

## (2) 相談体制の周知と連携の強化

主な事業		事業内容	関係課
①	被害者の相談・保護などの支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、セクハラ、パワハラなどに対する相談体制を充実します。</li> <li>・DV被害者支援に係る関係機関との連携体制を強化します。</li> </ul>	子育て支援課 高齢福祉課 まちづくり推進課
②	相談窓口の周知や相談窓口間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・チラシなどによる相談窓口の周知に努めます。</li> <li>・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務者などの関係課の相談窓口との連携を図ります。</li> </ul>	子育て支援課 高齢福祉課 社会福祉課 まちづくり推進課 関係各課
③	相談員の資質向上と二次的被害 <sup>※32</sup> の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課や民間支援団体で被害者の相談や支援にあたる職員は、研修を受講し資質の向上を図ります。</li> <li>・相談にあたる職員に、研修などを通じ二次的被害を発生させないよう周知します。</li> </ul>	子育て支援課 関係各課

## (3) 安全の保障と自立に向けた支援

主な事業		事業内容	関係課
①	通報への迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や県配偶者暴力相談支援センター、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図ります。また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理します。</li> </ul>	子育て支援課 高齢福祉課 社会福祉課 関係各課
②	被害者の生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の自立した生活再建のために、心のケアを行うとともに、裁判所・役所などにおける手続きの援助など、被害者の状況に応じて多様な支援を行います。</li> </ul>	子育て支援課 高齢福祉課 関係各課
③	DV被害者支援に係る関係機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会でDV被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
④	民間支援団体との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間支援団体と連携・協働し、DV被害者などを支援します。</li> </ul>	子育て支援課

※32 二次的被害：相談員や支援者などが被害者への理解の不足から、不適切な対応をして被害者に更なる被害が生ずること。

## 目標指標及び目標値

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (令和6年)
DVについて「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	82.5% (H30)	↑UP
セクハラについて「内容を知っている」市民の 割合(市民意識調査)	83.2% (H30)	↑UP
DVやセクハラなどを経験した人のうち相談し た割合(市民意識調査)	31.8% (H30)	↑UP
DVについての自身の経験やまわりに経験した 人がいる割合(市民意識調査)	17.0% (H30)	↓DOWN

## 市民や事業者などに望まれる役割

### 市民

- ◆ 心身の健康づくりのために趣味や生きがいを持ちましょう。
- ◆ 周囲の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人を見守り、出来る範囲で支援していきましょう。
- ◆ DVやセクハラなどの暴力を許さない意識を持ちましょう。
- ◆ DVなどについて男女ともに理解を深めましょう。
- ◆ DV被害を受けたり、見たり聞いたりした場合は相談機関などへ相談しましょう。

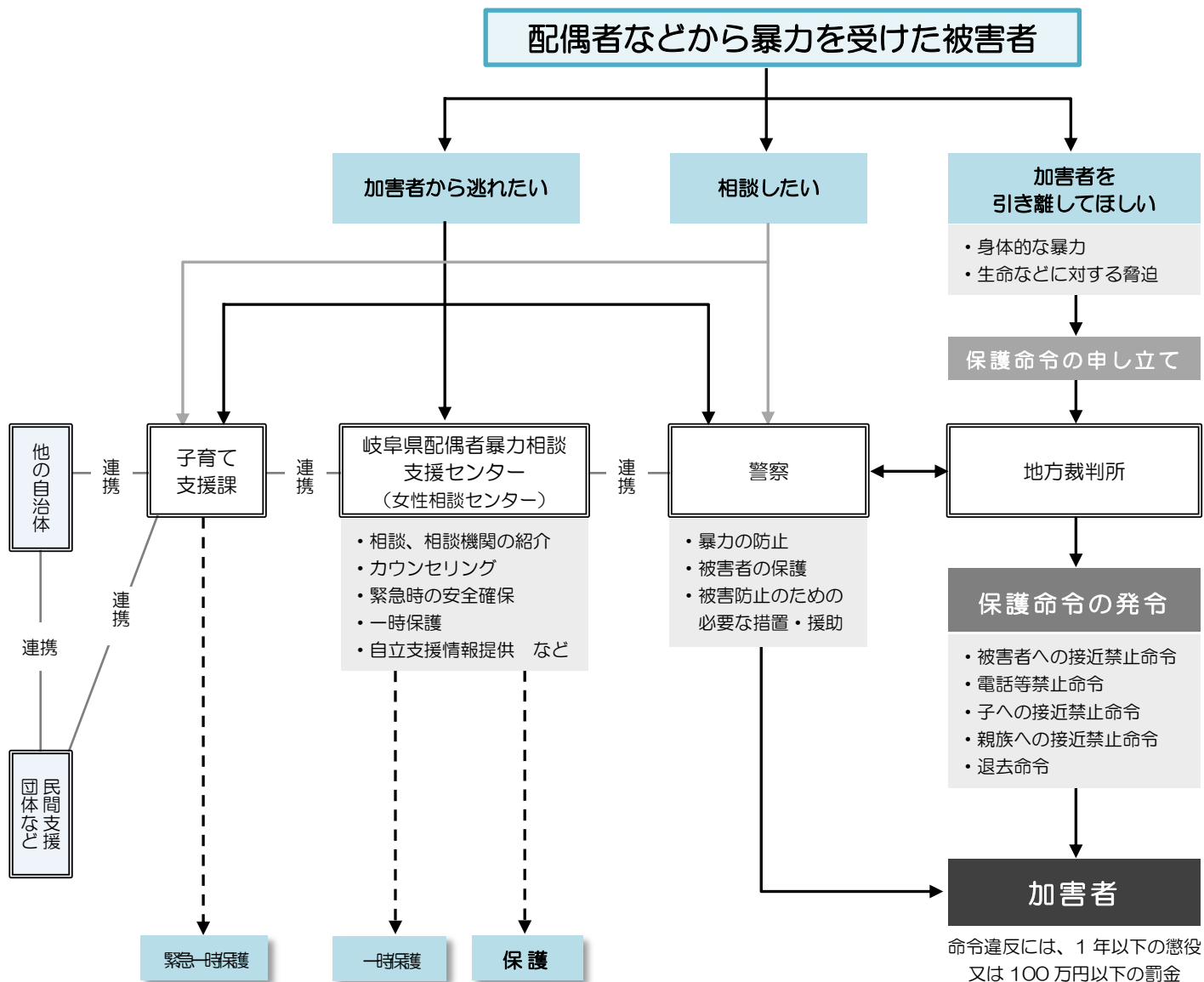
### 地域

- ◆ 男女がともに地域で安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。

### 事業者

- ◆ 各種検診の受診促進や心身の健康増進を図りましょう。
- ◆ セクハラやパワハラなどを許さない職場環境をつくりましょう。

～ 配偶者暴力防止の体制 ～





### 1 プランの推進体制

本プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、関係課の横断的連携を強化し、プランの推進にあたります。

また、プランの着実な推進と実効性を確保するため「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第20条に基づき設置した男女が輝く都市づくり審議会において審議を重ねながら、推進体制の進行管理機能（チェック・評価）の強化に努めます。

プランの進捗状況と評価は、毎年進捗状況調査を行い、その際に次年度の計画を立て、具体的かつ年次を追って推進していきます。



## 2 プランの目標指標及び目標値

目標	課題	目標指標	現状値 (R1)	目標値	担当課及び出典
全体		「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	10.3%	20.0%	市民意識調査
		「夫が家計を支え、妻は家事育児に専念する」を理想とする市民の割合	11.8%	10.0%	市民意識調査
目標Ⅰ	1	「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	55.4%	UP	市民意識調査
	2	男女共同参画に関する市開催講座の男性参加率	50.0%	50.0%	まちづくり推進課
目標Ⅱ	1	各種委員会・審議会での女性登用率	29.4%	35.0%	関係各課
		女性委員がゼロの委員会・審議会の割合	7.4%	DOWN	関係各課
		各務原市の係長職以上における女性の割合	18.6%	20.0%	人事課
	2	治安が良いまちだと感じる市民の割合	65.6%	UP	総合計画
		まちづくり活動助成金交付事業数	89 事業	155 事業	総合計画
		「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	26.5%	UP	市民意識調査
目標Ⅲ	1	「早く家庭に帰る日」を実施している企業数	67 企業	UP	岐阜県
		子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	42.8%	UP	総合計画
		「家庭生活の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	29.0%	UP	市民意識調査
	2	「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	17.2%	UP	市民意識調査
		女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合	55.3%	UP	事業所アンケート
目標Ⅳ	1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「内容を知っている」市民の割合	3.4%	UP	市民意識調査
		子宮がん検診・乳がん検診受診者総数	4,943 名	UP	健康管理課
		各種健康講座参加者数(年間)	5,771 名	5,800 名	総合計画
		困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合	71.9%	UP	総合計画
	2	DVについて「内容を知っている」市民の割合	82.5%	UP	市民意識調査
		セクハラについて「内容を知っている」市民の割合	83.2%	UP	市民意識調査
		DVやセクハラなどを経験した人のうち相談した割合	31.8%	UP	市民意識調査
		DVについての自身の経験やまわりに経験した人がいる割合	17.0%	DOWN	市民意識調査